



職員の給与等に関する報告及び勧告

平成30年10月

千葉県人事委員会

人委給第86号

平成30年10月10日

千葉県議会議長 吉本 充 様

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県人事委員会

委員長 川野辺 二郎

職員の給与等に関する報告及び勧告について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条及び第26条の規定により、職員の給与について別紙第1のとおり報告し、併せてその改定について別紙第2のとおり勧告するとともに、公務運営について別紙第3のとおり報告します。

(目 次)

別紙第1 職員の給与に関する報告

1	給与勧告の基本的考え方	3
2	職員の給与	4
3	民間給与の調査	4
4	職員の給与と民間給与との比較	4
	(1) 民間給与との較差	
	(2) 特別給	
5	職員の給与と国家公務員給与との比較	5
6	物価及び生計費	5
	(1) 物価指数	
	(2) 標準生計費	
7	人事院の報告及び勧告の概要	6
8	本年の給与改定	6
	(1) 改定についての考え方	
	(2) 本年の給与改定	
9	住居手当	8
10	教員給与の見直し	8
11	高齢層職員の給与	9
12	給与改定実施の要請	9

別紙第2	勧告	11
------	----	----

別紙第3 公務運営に関する報告

1	人材の確保及び育成	49
	(1) 人材の確保	
	(2) 人材の育成	
2	能力・実績に基づく人事管理	50
3	勤務環境の整備	51
	(1) 総実勤務時間の短縮	
	(2) 職員の健康管理	
	(3) 仕事と家庭の両立支援等の推進	
	(4) ハラスメント防止対策	
4	高齢層職員の能力及び経験の活用	54
5	会計年度任用職員制度への対応	55
6	コンプライアンスの徹底	55

職員の給与に関する報告

本委員会は、職員の給与に関する条例（昭和27年千葉県条例第50号）の適用を受ける職員（単純な労務に雇用される者を除く。以下「職員」という。）の給与決定等に関連のある諸事情を、昨年の報告以降調査検討してきたが、その概要は次のとおりである。

1 給与勧告の基本的考え方

職員の給与は、地方公務員法に基づき、生計費や国及び他の地方公共団体の職員並びに民間企業従業員の給与等との均衡を考慮して定めるとともに、社会一般の情勢に適応するように、随時、適切な措置を講じなければならないとされている。

本委員会では、毎年、職員の給与を統計的に調査する一方、本県の民間給与の実態について実地調査を行い、両者の較差を算出するとともに、人事院勧告等を総合的に勘案して議会及び知事に調査結果及び所見を報告し、併せて所要の勧告を行っている。

人事委員会勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員の給与を社会一般の情勢に適応した適正なものとする機能を有するものであり、職員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本として行ってきた。民間準拠を基本とするのは、職員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給することが必要とされる中で、県は民間企業と異なり、市場原理による給与決定が困難であることなどから、その時々を経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間企業従業員の給与に職員給与を合わせていくことが最も合理的であり、職員をはじめ広く県民の理解と納得を得られる方法であると考えられるからである。

2 職員の給与

本年4月現在で調査・集計した本県の「平成30年人事統計に関する報告」によると、在職者は52,841人であり、それぞれの職務の種類に応じて、行政職、公安職、教育職、研究職、医療職、海事職、福祉職、特定任期付職員及び任期付研究員の9種13給料表が適用されている。

このうち、民間給与との比較を行っている行政職給料表の適用者は9,262人であって、その平均年齢は40.1歳であり、男女別構成は男61.4%、女38.6%、学歴別構成は大学卒58.5%、短大卒13.1%、高校卒28.4%、中学卒0.0%である。これらの職員の給与月額平均は、本年4月現在において366,358円となっている。

また、教員、警察官、医師等を含めた職員全体の給与月額平均は394,290円となる。

(報告資料第1表～第3表)

3 民間給与の調査

本委員会は、職員の給与と民間給与との精密な比較を行うため、千葉市人事委員会及び人事院等と共同して、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した386の事業所について「平成30年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種について、役職段階、学歴、年齢等及び本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額を詳細に調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況、家族手当及び賞与等の特別給の支給状況等についても調査を行った。

職種別民間給与実態調査の調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、本年も90.1%と極めて高く、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものといえる。

4 職員の給与と民間給与との比較

(1) 民間給与との較差

前記の人事統計に関する報告及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、本県の職員においては行政職、民間においては公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種について、役職段階、学歴、年齢が同等であると認められる者同士の4月分の給与額をそれぞれ対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）したところ、民間給与が職員の給与を1人当たり平均712円（0.19%）上回っていることが明らかとなった。

（報告資料第22表）

（2）特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額に相当する4.45月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の支給月数（4.40月）を上回っている。

（報告資料第16表）

5 職員の給与と国家公務員給与との比較

「平成29年地方公務員給与実態調査」（総務省）によると、昨年4月1日現在の国における行政職俸給表（一）適用職員と本県の行政職給料表適用職員の俸給（給料）の月額を、学歴別、経験年数別によるラスパイレス方式により国家公務員を100として比較した本県のラスパイレス指数は、100.5となっており、前年より0.1ポイント低下している。

6 物価及び生計費

（1）物価指数

総務省による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べ全国で0.6%上昇しており、千葉市では0.3%の上昇となっている。

（報告資料第24表）

（2）標準生計費

本委員会が、総務省の家計調査を基礎として算定した千葉市における標準生計費は、本年4月において2人世帯で154,350円、3人世帯で201,130円、4人

世帯で247,930円となっている。

(報告資料第23表)

7 人事院の報告及び勧告の概要

人事院は、本年8月10日、国会及び内閣に対し、一般職の職員の給与について報告及び勧告を行った。

月例給については、民間給与が国家公務員給与を平均655円(0.16%)上回っていることから、若年層に重点を置きながら俸給表の引上げ改定を行うこととしている。特別給については、民間の支給割合が国家公務員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数を0.06月分上回っていることから、支給月数を0.05月分引き上げることとしている。

(報告資料〈参考〉人事院勧告等の骨子)

8 本年の給与改定

以上報告した民間給与、物価、生計費及び国家公務員の給与勧告等諸般の状況を総合的に勘案した結果、職員の本年の給与改定についての本委員会の見解は、次のとおりである。

(1) 改定についての考え方

人事委員会勧告は、地方公務員法に定める給与決定の諸原則を踏まえ、職員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本として行ってきた。

本年の職種別民間給与実態調査の結果をみると、約9割の民間事業所において定期的に行われている昇給を実施しており、また、一般の従業員(係員)について、ベースアップを実施した事業所の割合は29.8%(昨年28.5%)となっており、ベースダウンを実施した事業所はなく(昨年0.2%)、昨年と比べてベースアップを実施した事業所の割合が増加している。

このような状況において、前記のとおり、本年4月時点における較差を算出したところ、民間給与が職員の給与を712円(0.19%)上回っているものと認め

られた。

これらのことを踏まえ、本年の給与改定をどのように取り扱うかを検討した結果、本年の民間給与との較差の大きさ等を考慮し、これに見合うよう月例給の引上げ改定を行うことが適当と判断した。また、特別給についても、民間の特別給の支給割合に見合うよう引き上げる必要があると判断した。

以上の状況及び本年の人事院勧告の内容を総合的に勘案すると、本委員会としては、(2)に示すとおり給与を改定することが適当であるとする。

(2) 本年の給与改定

ア 月例給

(1)の改定についての考え方にに基づき、以下の内容のとおり月例給を改定することとする。

(ア) 給料表

行政職給料表については、人事院勧告の内容に準じて、給料月額を改定を行う必要がある。(平均改定率 0.2%)

また、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を考慮して改定を行う必要がある。

(イ) 初任給調整手当

医師等に対する初任給調整手当については、国に準じて改定する必要がある。

月例給の改定による行政職給料表適用者の改定額(率)は、次のとおりとなる。

改定(月例給)の内訳

項目	改定額(率)
給料の月額	652円 (0.17%)
はね返り分等	60円 (0.02%)
計	712円 (0.19%)

(注) 「はね返り分」とは、地域手当など給料の月額等を算定基礎としている諸手当の額が、給料の月額等の改定に伴い増減することによる分をいう。

イ 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当については、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、年間の支給月数を0.05月分引き上げ、4.45月分とする必要がある。支給月数の引上げ分については、人事院勧告の内容に準じて、勤勉手当に配分することとする。

このほか、平成31年度以降においては、6月期及び12月期の期末手当が均等になるよう配分する。

ウ 宿日直手当

宿日直手当については、人事院勧告の内容に準じて改定する必要がある。

エ 改定の実施時期

ア及びウの改定は、平成30年4月1日から実施することとし、イについては、人事院勧告の内容に準じ実施することとする。

9 住居手当

人事院は、住居手当については、受給状況を注視しつつ、職員の家賃負担の状況、民間における住宅手当の支給状況等を踏まえ、必要な検討を行っていくこととしていることから、本県としても、引き続きその状況を注視していく必要がある。

10 教員給与の見直し

平成29年12月に公表された、中央教育審議会の「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）」の中で、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）についても引き続き議論を進めていく必要があると言及されていることなどを踏まえ、今後の議論を注視しつつ本県の教員給与の在り方について検討していく必要がある。

11 高齢層職員の給与

55歳を超える職員の昇給制度については、国に準じて平成26年度から原則として昇給停止としているが、当分の間の措置として、標準の勤務成績であっても1号給昇給ができることとしているところである。

当該措置の廃止については、50歳台後半層において、民間より給与の高い状況が見られなくなっていることから、今後、他の都道府県の動向も踏まえながら、慎重に検討していく必要がある。

12 給与改定実施の要請

人事委員会の勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、職員の適正な処遇の確保を目的とするものであり、長年の経緯を経て、県民の理解と支持を得ながら職員給与の決定方法として定着し、行政運営の安定に寄与してきたものである。

議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度が果たしている役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告を速やかに実施されるよう要請する。

勸 告

次の事項を実現するため所要の措置を講ずることを勧告する。

1 改定の内容

(1) 給料表について

給料表について、現行の給料表を別記のとおり改定すること。

(2) 初任給調整手当について

医師及び歯科医師に対する支給月額を308,600円とすること。

(3) 期末手当・勤勉手当について

ア 平成30年度の支給割合

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員

12月に支給される勤勉手当の支給割合を0.95月分（再任用職員にあっては、0.475月分）とすること。

(イ) 特別管理職員

12月に支給される勤勉手当の支給割合を1.15月分（再任用職員にあっては、0.575月分）とすること。

(ウ) 任期付研究員及び特定任期付職員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.7月分とすること。

イ 平成31年度以降の支給割合

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.3月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.725月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.925月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.45月分）とすること。

(イ) 特別管理職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.1月分（再任用職員にあつては、それぞれ0.625月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.125月分（再任用職員にあつては、それぞれ0.55月分）とすること。

(ウ) 任期付研究員及び特定任期付職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.675月分とすること。

(4) 宿日直手当について

支給額の限度を、勤務1回につき、通常の宿日直勤務は4,400円、人事委員会が定める特殊な業務を主とする宿日直勤務は7,400円（人事委員会が定める日の退庁時から引き続く場合にあつては、それぞれ6,600円、11,100円）とすること。

2 改定の実施時期

この改定は、平成30年4月1日から実施すること。ただし、1の(3)のアについては平成30年12月1日から、1の(3)のイについては平成31年4月1日から実施すること。

別記

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
	5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
	6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
	7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
	8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
	9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
	10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
	11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
	12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
	13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
	14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
	15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
	16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
	17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
	18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
	19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
	20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
	21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
再任 用職 員及 び任 期付 職員 以外 の職 員	22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
	23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
	24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
	25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
	26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300	
	27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500	
	28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700	
	29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700	
	30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600	
	31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500	
	32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400	
	33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200	
	34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100	
	35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800	
	36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300	
	37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000	
	38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600	
	39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400	
	40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000	
	41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500	
	42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600		

43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		
71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		
72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		
73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200		
74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		
75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		
76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		
77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200		
78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		
79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800		
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000		
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300			
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600			
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800			
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000			
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300			

	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600					
	92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800					
	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000					
	94		294,900	342,600	381,500						
	95		295,200	343,100	381,900						
	96		295,600	343,500	382,300						
	97		295,800	343,700	382,600						
	98		296,100	344,100							
	99		296,500	344,500							
	100		296,900	344,800							
	101		297,100	345,100							
	102		297,400	345,500							
	103		297,800	345,900							
	104		298,100	346,300							
	105		298,300	346,800							
	106		298,600	347,200							
	107		299,000	347,600							
	108		299,300	348,000							
	109		299,500	348,500							
	110		299,900	348,900							
	111		300,300	349,200							
	112		300,600	349,500							
	113		300,800	350,000							
	114		301,000								
	115		301,300								
	116		301,700								
	117		301,900								
	118		302,100								
	119		302,400								
	120		302,700								
	121		303,100								
	122		303,300								
	123		303,600								
	124		303,900								
	125		304,200								
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	521,400
任期付職員		153,000	194,000	226,300	256,300	274,000	294,200	325,600	361,000	405,600	521,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、附則第四項に規定する職員を除く。

公 安 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	167,700	183,500	209,900	249,600	292,900	319,300	347,600	381,900	422,800
	2	169,400	185,200	211,900	251,400	294,900	321,500	349,800	384,100	424,600
	3	171,200	187,000	213,900	253,200	297,000	323,800	352,100	386,000	426,500
	4	172,900	188,800	215,900	255,000	299,300	325,900	354,300	388,100	428,400
	5	174,400	190,700	217,900	256,700	301,000	328,100	356,300	389,800	429,800
	6	176,300	193,000	219,700	258,500	303,200	330,300	358,400	391,800	431,500
	7	178,100	195,300	221,700	260,100	305,300	332,600	360,600	393,600	433,100
	8	180,000	197,600	223,600	261,800	307,500	334,800	362,800	395,400	434,600
	9	181,700	199,800	225,700	263,100	309,400	336,500	364,500	397,100	436,200
	10	183,400	202,400	227,500	264,700	311,600	338,800	366,700	399,100	437,900
	11	185,100	204,900	229,300	266,000	313,900	341,000	368,700	401,100	439,500
	12	186,800	207,400	231,100	267,300	316,000	343,300	370,900	403,200	441,100
	13	188,700	209,700	232,900	268,700	318,100	345,300	372,700	404,900	442,200
	14	190,800	211,500	234,800	270,100	320,400	347,400	374,800	407,000	443,800
	15	192,900	213,300	236,700	271,200	322,600	349,600	376,800	409,000	445,600
	16	195,000	215,100	238,600	272,500	324,800	351,700	378,900	411,100	447,400
	17	197,200	217,000	240,100	273,300	326,500	353,700	380,500	412,800	449,000
	18	199,600	218,700	241,900	274,700	328,800	355,700	382,500	414,500	450,800
	19	202,000	220,600	243,700	276,100	330,900	357,700	384,400	416,200	452,600
	20	204,400	222,400	245,500	277,500	333,200	359,800	386,400	417,800	454,300
	21	206,900	224,100	247,100	278,800	335,100	361,500	388,100	419,500	455,900
	22	208,700	225,900	248,500	280,200	337,100	363,500	390,200	421,100	457,600
	23	210,400	227,700	249,700	281,500	339,200	365,300	392,300	422,500	459,200
	24	212,200	229,500	251,000	283,000	341,200	367,400	394,300	424,000	461,000
	25	214,100	231,100	252,300	284,200	343,100	369,100	396,000	425,300	462,500
	26	215,800	232,800	253,500	286,000	345,200	371,100	398,000	426,700	463,900
	27	217,600	234,500	254,800	288,000	347,100	373,100	400,100	428,200	465,400
	28	219,300	236,200	256,000	290,000	349,100	375,100	402,200	429,800	466,700
再任 用職 員以 外の 職員	29	221,200	237,400	257,100	291,900	350,900	376,900	403,700	431,100	467,900
	30	223,000	239,200	258,200	293,900	353,000	379,000	405,500	432,800	468,600
	31	224,800	241,000	259,500	295,700	354,800	381,100	407,200	434,500	469,300
	32	226,600	242,800	260,600	297,600	356,900	383,100	408,900	436,100	470,000
	33	228,200	244,200	261,100	299,300	358,300	385,000	410,600	437,500	470,500
	34	229,900	245,700	262,300	301,100	360,300	387,100	412,100	439,200	471,300
	35	231,600	247,000	263,400	303,000	362,200	389,200	413,700	440,900	472,000
	36	233,300	248,400	264,600	304,800	364,300	391,100	415,200	442,500	472,600
	37	234,500	249,700	265,500	306,600	366,200	392,800	416,500	443,900	472,900
	38	236,300	251,000	266,700	308,500	368,300	394,300	418,000	444,600	473,500
	39	238,100	252,200	267,700	310,400	370,300	395,600	419,500	445,300	474,000
	40	239,900	253,400	268,700	312,100	372,300	397,000	421,000	446,000	474,500
	41	241,300	254,500	269,900	313,800	374,300	398,200	422,500	446,400	475,000
	42	242,700	255,700	271,200	315,600	376,400	399,300	423,800	447,000	475,400

43	244,000	256,800	272,500	317,500	378,500	400,300	425,100	447,700	475,800
44	245,200	257,900	273,700	319,400	380,500	401,300	426,300	448,300	476,200
45	246,500	258,600	274,800	321,100	382,200	402,500	427,300	449,100	476,500
46	247,600	259,700	276,300	323,000	383,900	403,700	428,000	449,800	
47	248,600	260,800	277,800	324,900	385,500	404,800	428,800	450,300	
48	249,500	262,000	279,300	326,700	387,200	406,000	429,600	450,800	
49	250,300	262,900	281,100	328,100	388,600	407,300	430,100	451,300	
50	251,400	264,100	282,800	329,700	389,600	408,100	430,500	451,600	
51	252,600	265,100	284,500	331,100	390,600	408,900	430,900	451,900	
52	253,700	266,200	286,000	332,800	391,600	409,600	431,200	452,300	
53	254,300	267,400	287,500	334,300	392,900	410,100	431,500	452,700	
54	255,500	268,300	289,300	336,000	394,000	410,800	431,900	452,900	
55	256,400	269,700	291,000	337,600	395,100	411,500	432,200	453,200	
56	257,600	270,900	292,700	339,400	396,300	412,100	432,500	453,400	
57	258,600	271,900	294,100	340,300	397,600	412,800	432,800	453,800	
58	259,600	273,500	295,800	342,000	398,400	413,200	433,100	454,000	
59	260,400	274,900	297,600	343,600	399,200	413,800	433,400	454,200	
60	261,400	276,400	299,400	345,200	399,900	414,400	433,700	454,400	
61	262,500	278,000	300,800	346,800	400,400	414,800	434,000	454,800	
62	263,400	279,600	302,600	348,500	401,100	415,400	434,300		
63	264,500	281,200	304,400	350,200	401,800	415,900	434,600		
64	265,400	282,700	306,100	351,900	402,500	416,400	434,900		
65	266,500	284,100	307,400	353,500	402,800	416,900	435,200		
66	267,700	285,500	309,100	355,100	403,500	417,500	435,500		
67	268,900	287,000	310,500	356,700	404,200	417,900	435,800		
68	270,000	288,400	312,200	358,300	404,800	418,400	436,100		
69	271,200	289,900	313,600	359,500	405,200	418,800	436,300		
70	272,600	291,400	315,000	360,900	405,700	419,100	436,600		
71	274,000	293,000	316,300	362,200	406,300	419,400	436,900		
72	275,300	294,600	317,800	363,600	406,800	419,700	437,200		
73	276,500	295,800	318,500	364,800	407,300	420,000	437,400		
74	277,900	297,200	320,100	366,000	407,700	420,300	437,700		
75	279,300	298,700	321,600	367,300	408,200	420,600	438,000		
76	280,500	300,200	323,300	368,600	408,700	420,900	438,300		
77	281,600	301,100	325,100	369,900	409,200	421,100	438,500		
78	282,800	302,600	326,800	371,100	409,700	421,400	438,800		
79	284,000	303,800	328,400	372,300	410,300	421,700	439,100		
80	285,000	305,300	330,000	373,500	410,800	422,000	439,400		
81	286,100	306,600	331,700	374,700	411,200	422,200	439,600		
82	287,300	308,000	333,400	375,900	411,800	422,500	439,900		
83	288,600	309,100	335,000	377,000	412,300	422,800	440,200		
84	289,900	310,500	336,700	378,200	412,500	423,000	440,500		
85	291,000	311,400	338,100	379,300	412,800	423,200	440,700		
86	292,200	312,900	339,600	379,900	413,300	423,500			
87	293,100	314,200	341,100	380,400	413,600	423,800			
88	294,300	315,700	342,600	381,000	413,900	424,000			
89	295,300	317,200	343,900	381,600	414,200	424,200			
90	296,500	318,700	345,100	382,200	414,600	424,500			

91	297,600	320,100	346,400	382,800	415,000	424,800
92	298,800	321,600	347,700	383,400	415,400	425,000
93	299,300	322,900	349,100	383,700	415,700	425,200
94	300,600	324,200	350,600	384,200	416,100	
95	301,700	325,600	352,100	384,800	416,500	
96	303,000	326,900	353,600	385,300	416,900	
97	304,100	328,100	354,900	385,700	417,200	
98	305,300	329,400	356,100	386,100		
99	306,500	330,700	357,200	386,700		
100	307,700	332,000	358,400	387,200		
101	308,900	333,400	359,500	387,600		
102	309,900	334,300	360,600	388,100		
103	311,000	335,400	361,700	388,700		
104	312,000	336,600	362,900	389,200		
105	312,800	337,700	364,100	389,500		
106	313,400	338,800	364,600	389,900		
107	314,000	339,800	365,200	390,400		
108	314,700	340,900	365,800	390,700		
109	315,200	342,100	366,400	391,000		
110	315,700	343,100	366,900	391,500		
111	316,200	344,100	367,400	392,000		
112	316,800	345,000	367,900	392,500		
113	317,600	345,900	368,300	392,800		
114	318,300	346,800	368,700	393,300		
115	319,000	347,800	369,300	393,800		
116	319,700	348,800	369,800	394,300		
117	320,300	349,800	370,200	394,600		
118	321,100	350,300	370,700	395,100		
119	321,800	350,900	371,300	395,600		
120	322,600	351,500	371,800	396,100		
121	323,200	351,800	372,000	396,500		
122	323,500	352,200	372,500	397,000		
123	324,000	352,700	373,000	397,400		
124	324,500	353,100	373,400	397,900		
125	324,800	353,500	373,900	398,300		
126		353,900	374,400			
127		354,400	374,900			
128		354,800	375,400			
129		355,200	375,700			
130		355,600	376,200			
131		356,000	376,700			
132		356,400	377,200			
133		356,600	377,500			
134		357,100	378,000			
135		357,500	378,400			
136		357,800	378,800			
137		358,100	379,100			
138		358,500	379,600			

	139		359,000	380,100						
	140		359,500	380,600						
	141		359,800	380,900						
	142		360,300							
	143		360,800							
	144		361,300							
	145		361,600							
再任用職員		241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500

備考 この表は、警察官である職員に適用する。

教育職給料表(一)

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	214,600	275,300	322,500	406,000
	2	216,900	278,300	325,400	408,300
	3	219,100	281,100	328,500	410,700
	4	221,300	283,900	331,500	413,200
	5	223,400	286,700	334,700	415,300
	6	225,500	289,200	337,500	417,800
	7	227,700	291,400	340,100	420,000
	8	229,800	293,800	342,800	422,500
	9	232,100	296,400	345,800	424,200
	10	234,500	298,900	348,800	426,700
	11	236,900	301,300	351,900	429,000
	12	239,300	303,900	355,200	431,300
	13	241,400	306,200	358,000	432,700
	14	243,800	308,200	360,100	434,900
	15	246,200	310,300	362,400	437,100
	16	248,600	312,200	365,000	439,400
	17	250,600	314,400	367,300	441,500
	18	253,700	316,600	369,500	443,900
	19	256,800	318,600	371,800	446,200
	20	259,900	320,600	373,900	448,600
	21	262,800	322,600	375,900	450,700
	22	265,800	325,100	378,000	453,000
	23	268,700	327,700	380,100	455,400
	24	271,600	330,500	382,100	457,700
再任 用職 員以 外の 職員	25	274,400	332,500	383,500	459,700
	26	277,000	334,700	385,300	461,900
	27	279,500	336,900	387,100	464,000
	28	282,200	339,400	389,000	466,200
	29	285,000	341,800	390,900	468,300
	30	287,400	344,000	392,600	470,600
	31	289,600	346,100	394,300	472,800
	32	292,000	348,000	396,000	474,900
	33	294,300	350,000	397,600	476,800
	34	296,500	352,300	399,400	478,900
	35	299,000	354,600	400,900	481,200
	36	301,300	356,800	402,700	483,400
	37	303,800	358,400	403,800	485,500
	38	305,500	360,400	405,400	487,500
	39	307,200	362,500	406,900	489,400
	40	308,900	364,400	408,400	491,300
	41	310,800	366,300	409,300	493,300
	42	311,500	368,200	410,900	495,200

43	312,400	370,000	412,400	496,900
44	313,300	371,800	414,000	498,800
45	314,200	373,600	415,300	500,700
46	315,300	375,400	416,900	502,500
47	316,200	376,900	418,300	504,300
48	317,300	378,700	419,900	506,200
49	318,200	380,200	421,300	507,900
50	319,300	381,800	422,600	509,600
51	320,200	383,400	423,900	511,400
52	321,100	385,100	425,200	513,300
53	322,300	386,200	425,900	514,900
54	323,300	387,700	426,900	516,500
55	324,300	389,100	427,800	518,200
56	325,300	390,700	428,700	519,800
57	326,000	392,000	429,600	521,400
58	327,100	393,400	430,500	522,700
59	328,200	394,700	431,400	524,000
60	329,200	396,200	432,300	525,200
61	330,200	397,500	433,200	526,400
62	331,200	398,900	434,100	527,400
63	332,300	400,400	435,100	528,400
64	333,400	401,900	436,200	529,400
65	334,100	402,900	437,100	530,000
66	335,200	404,000	438,100	530,900
67	335,900	405,000	439,100	531,800
68	337,000	406,100	440,000	532,700
69	337,600	407,100	441,000	533,600
70	338,700	408,000	442,000	534,400
71	339,600	408,800	442,900	535,100
72	340,700	409,600	443,900	535,600
73	341,000	410,400	444,900	536,300
74	342,000	411,300	445,800	536,800
75	343,000	412,100	446,700	537,600
76	344,000	412,900	447,700	538,200
77	345,000	413,600	448,500	538,700
78	346,000	414,000	449,000	
79	346,900	414,300	449,700	
80	347,800	414,600	450,300	
81	348,800	414,900	451,100	
82	349,800	415,200	451,800	
83	350,800	415,400	452,100	
84	351,800	415,700	452,700	
85	352,400	416,000	453,100	
86	353,000	416,300	453,400	
87	353,600	416,600	453,700	
88	354,200	416,900	454,000	
89	354,800	417,100	454,300	
90	355,200	417,400		

91	355,600	417,700		
92	356,100	418,000		
93	356,600	418,200		
94	357,000	418,500		
95	357,500	418,800		
96	358,000	419,100		
97	358,600	419,300		
98	359,100	419,600		
99	359,500	419,900		
100	360,000	420,100		
101	360,400	420,300		
102	360,900	420,600		
103	361,200	420,900		
104	361,700	421,100		
105	362,200	421,300		
106	362,600			
107	363,100			
108	363,600			
109	364,000			
110	364,500			
111	365,000			
112	365,400			
113	365,800			
114	366,200			
115	366,700			
116	367,100			
117	367,500			
118	367,900			
119	368,400			
120	368,800			
121	369,100			
122	369,500			
123	370,000			
124	370,300			
125	370,700			
126	371,200			
127	371,700			
128	372,100			
129	372,500			
再任用職員	282,800	293,800	315,700	399,700

備考 この表は、大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

教育職給料表(二)

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	160,200	174,400	262,400	291,300	406,700
	2	161,700	176,500	264,900	293,900	408,200
	3	163,200	178,600	267,200	296,800	409,700
	4	164,700	180,800	269,500	299,300	411,200
	5	166,400	182,800	272,000	301,800	412,600
	6	168,400	185,000	274,400	304,200	414,000
	7	170,200	187,200	276,600	306,500	415,500
	8	172,000	189,400	278,800	308,900	417,100
	9	173,800	191,700	281,000	311,300	418,500
	10	176,000	194,500	283,300	313,900	419,900
	11	178,000	197,200	285,700	316,600	421,300
	12	180,000	199,900	287,900	319,500	422,600
	13	182,100	202,800	290,300	321,900	423,900
	14	184,300	204,500	292,400	323,900	425,300
	15	186,500	206,100	294,300	325,900	426,700
	16	188,700	207,800	296,300	328,200	428,100
	17	191,000	209,600	298,400	330,200	429,300
	18	193,700	211,200	300,900	332,400	430,600
	19	196,200	212,900	303,400	334,700	431,800
	20	198,700	214,500	306,100	336,800	433,100
	21	201,200	216,300	308,300	339,000	434,200
	22	202,900	218,200	310,900	341,200	435,400
	23	204,600	220,100	313,200	343,500	436,700
	24	206,300	222,000	315,900	345,800	438,000
	25	207,800	223,500	318,500	347,500	439,300
再任 用職 員及 び任 期付 職員 以外 の職 員	26	209,200	225,500	320,800	349,300	440,500
	27	210,800	227,500	323,200	351,200	441,500
	28	212,300	229,500	325,400	353,100	442,600
	29	214,000	231,300	327,600	354,900	443,800
	30	215,700	234,000	329,600	356,700	444,600
	31	217,400	236,700	331,800	358,400	445,400
	32	219,100	239,400	334,000	360,300	446,300
	33	220,500	242,000	335,800	361,600	447,200
	34	222,200	244,800	337,900	363,300	447,700
	35	223,900	247,400	340,000	364,800	448,200
	36	225,600	250,100	342,000	366,600	448,700
	37	227,100	252,600	344,000	368,500	449,200
	38	228,800	255,100	345,900	370,000	449,700
	39	230,500	257,600	347,900	371,300	450,200
	40	232,200	259,900	349,800	372,900	450,700
	41	233,900	262,400	351,300	374,000	451,200
	42	235,700	264,800	353,100	375,400	451,700

43	237,500	267,000	354,700	376,800	452,200
44	239,200	269,200	356,400	378,300	452,700
45	241,100	271,200	358,200	379,700	453,200
46	242,700	273,400	359,900	381,300	453,700
47	244,100	275,600	361,200	382,900	454,200
48	245,700	277,600	362,800	384,400	454,700
49	246,800	279,800	364,000	385,800	455,200
50	248,300	281,800	365,500	387,300	
51	249,800	283,700	367,100	388,800	
52	251,300	285,700	368,700	390,200	
53	252,200	287,400	370,100	391,400	
54	253,700	289,800	371,600	392,700	
55	255,100	292,100	373,100	393,800	
56	256,600	294,600	374,600	394,900	
57	257,600	296,500	376,100	396,300	
58	259,000	299,000	377,500	397,500	
59	260,300	301,300	378,900	398,700	
60	261,600	304,000	380,200	400,000	
61	262,900	306,400	381,100	401,200	
62	263,900	308,800	382,300	402,200	
63	265,200	311,300	383,500	403,600	
64	266,300	313,600	384,600	404,900	
65	267,400	315,800	385,500	406,100	
66	268,900	318,000	386,700	407,200	
67	270,300	320,100	387,700	408,400	
68	271,700	322,300	388,800	409,500	
69	273,400	324,200	390,000	410,500	
70	274,900	326,300	391,000	411,700	
71	276,400	328,400	392,100	412,900	
72	277,800	330,400	393,300	414,100	
73	278,800	332,500	394,300	414,700	
74	280,100	334,600	395,400	415,500	
75	281,400	336,800	396,500	416,200	
76	282,600	339,000	397,600	416,700	
77	283,800	340,700	398,500	417,000	
78	285,000	342,600	399,400	417,400	
79	286,200	344,300	400,400	417,800	
80	287,400	346,100	401,400	418,200	
81	288,600	347,900	402,200	418,500	
82	289,600	349,700	403,000	418,900	
83	290,800	351,100	403,700	419,300	
84	292,000	352,900	404,500	419,600	
85	292,900	354,100	405,200	419,900	
86	293,900	355,700	406,000	420,300	
87	294,600	357,200	406,700	420,700	
88	295,600	358,700	407,400	421,000	
89	296,600	360,000	408,000	421,300	
90	297,500	361,300	408,700	421,600	

91	298,400	362,700	409,200	421,900
92	299,200	364,100	409,900	422,100
93	299,500	365,600	410,300	422,300
94	300,300	366,900	410,700	422,600
95	301,000	368,200	411,000	422,900
96	301,800	369,400	411,300	423,100
97	302,600	370,400	411,600	423,300
98	303,400	371,400	411,900	423,600
99	304,200	372,400	412,200	423,900
100	305,000	373,400	412,400	424,100
101	305,900	374,300	412,600	424,300
102	306,400	375,300	412,900	
103	306,900	376,300	413,200	
104	307,400	377,300	413,400	
105	307,600	378,100	413,600	
106	308,000	379,000	413,900	
107	308,300	379,900	414,200	
108	308,600	380,900	414,400	
109	308,800	381,700	414,600	
110	309,000	382,700		
111	309,300	383,700		
112	309,600	384,700		
113	309,800	385,300		
114	310,000	386,200		
115	310,200	387,100		
116	310,500	388,000		
117	310,800	388,800		
118	311,100	389,500		
119	311,400	390,300		
120	311,700	391,100		
121	311,900	391,700		
122	312,100	392,500		
123	312,300	393,200		
124	312,600	393,900		
125	312,900	394,500		
126	313,100	395,200		
127	313,300	395,700		
128	313,600	396,300		
129	313,800	397,000		
130	314,000	397,600		
131	314,300	398,100		
132	314,600	398,600		
133	314,800	398,900		
134	315,000	399,200		
135	315,300	399,500		
136	315,600	399,800		
137	315,800	400,100		
138	316,000	400,400		

	139	316,300	400,700			
	140	316,600	401,000			
	141	316,800	401,300			
	142	317,000	401,600			
	143	317,300	401,900			
	144	317,600	402,200			
	145	317,800	402,400			
	146	318,000	402,700			
	147	318,300	403,000			
	148	318,600	403,200			
	149	318,800	403,400			
	150	319,000	403,700			
	151	319,300	404,000			
	152	319,600	404,200			
	153	319,800	404,400			
	154	320,000	404,700			
	155	320,300	405,000			
	156	320,600	405,200			
	157	320,800	405,400			
	158	321,000	405,700			
	159	321,300	406,000			
	160	321,600	406,200			
	161	321,800	406,400			
再任用職員		227,500	271,100	298,100	324,400	405,200
任期付職員		186,500	209,600	262,400	274,300	391,300

備考 1 この表は、高等学校、義務教育学校、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

研 究 職 給 料 表

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	144,300	194,000	280,200	331,500	388,800
	2	145,400	196,600	282,600	333,700	391,700
	3	146,600	199,000	285,000	335,900	394,300
	4	147,700	201,400	287,400	337,900	397,100
	5	148,800	203,900	289,700	339,700	399,200
	6	150,100	206,200	291,900	341,800	401,900
	7	151,400	208,500	293,900	343,900	404,600
	8	152,700	210,700	295,900	345,900	407,300
	9	153,800	212,800	298,000	347,600	409,800
	10	155,500	215,100	300,600	349,600	412,400
	11	157,100	217,600	303,200	351,700	415,100
	12	158,700	219,900	306,000	353,600	417,900
	13	160,200	221,900	308,100	355,600	420,500
	14	162,100	224,300	310,700	357,500	423,200
	15	164,000	226,700	313,200	359,300	426,000
	16	166,000	229,100	316,000	361,200	428,700
	17	167,800	231,300	318,600	362,900	431,200
	18	170,000	234,100	320,800	364,800	433,800
	19	172,200	237,000	323,000	366,500	436,300
	20	174,300	239,900	325,100	368,500	438,900
	21	176,500	242,400	327,300	370,000	441,400
	22	178,900	245,100	329,300	372,000	444,000
	23	181,200	247,600	331,300	373,700	446,600
	24	183,500	250,300	333,300	375,600	449,100
再任 用職 員以 外の 職員	25	185,600	253,000	335,200	377,000	451,300
	26	187,800	255,400	337,100	378,700	453,600
	27	189,900	257,700	338,900	380,600	456,100
	28	192,000	259,900	340,700	382,500	458,600
	29	194,100	262,500	342,600	384,200	461,100
	30	195,700	264,700	344,300	386,100	463,600
	31	197,500	266,600	345,800	388,000	466,100
	32	199,200	268,700	347,500	389,900	468,600
	33	201,000	270,400	348,700	391,500	470,900
	34	202,900	272,400	350,100	393,300	473,300
	35	204,800	274,500	351,400	394,900	475,700
	36	206,700	276,400	352,900	396,700	478,200
	37	208,200	278,300	354,100	397,900	480,600
	38	210,100	279,800	355,500	399,400	483,100
	39	212,000	281,000	356,700	400,800	485,500
	40	213,900	282,500	358,100	402,200	488,000
	41	215,700	283,900	358,800	403,600	490,300
	42	217,600	284,800	359,900	404,900	492,500

43	219,500	285,800	361,100	406,400	494,700
44	221,400	286,800	362,200	408,000	496,900
45	223,100	287,500	363,300	409,400	498,600
46	225,000	288,700	364,500	410,600	500,100
47	226,800	289,900	365,800	412,200	501,700
48	228,600	291,100	366,900	413,800	503,200
49	230,300	292,400	368,000	415,100	504,900
50	232,100	293,700	369,300	416,500	506,300
51	233,800	294,800	370,600	418,000	507,700
52	235,500	295,900	371,900	419,400	509,200
53	236,900	297,100	372,600	420,800	510,300
54	238,700	298,300	373,600	422,200	511,500
55	240,400	299,600	374,500	423,600	512,700
56	242,000	300,700	375,500	425,000	513,900
57	243,200	301,500	376,300	426,100	514,800
58	244,400	302,600	377,100	427,400	515,800
59	245,400	303,800	377,800	428,800	516,800
60	246,500	304,900	378,500	430,100	517,800
61	247,600	305,800	379,100	430,900	518,900
62	248,700	306,900	379,800	431,800	519,800
63	249,600	308,000	380,700	432,800	520,500
64	250,700	309,100	381,600	433,700	521,200
65	251,900	309,900	382,200	434,600	522,000
66	252,900	311,000	383,000	435,400	522,800
67	254,000	311,900	383,800	436,000	523,600
68	254,900	312,900	384,600	436,800	524,400
69	255,800	313,900	385,200	437,200	525,100
70	257,200	314,900	385,900	437,800	525,900
71	258,700	316,000	386,600	438,300	526,700
72	260,000	317,100	387,300	438,800	527,500
73	261,400	317,600	388,000	439,300	528,200
74	262,800	318,600	388,600	439,900	
75	264,200	319,700	389,200	440,400	
76	265,300	320,800	389,900	440,900	
77	266,400	321,900	390,600	441,400	
78	267,600	322,900	391,200	442,000	
79	268,900	323,800	391,800	442,500	
80	270,000	324,700	392,400	443,000	
81	271,200	325,800	393,000	443,500	
82	272,500	326,600	393,600		
83	273,800	327,300	394,200		
84	275,000	328,100	394,800		
85	276,100	328,600	395,300		
86	277,200	329,100	395,800		
87	278,500	329,600	396,300		
88	279,700	330,100	397,000		
89	280,500	330,400	397,400		
90	281,700	330,900			

91	282,700	331,400			
92	283,900	331,900			
93	284,800	332,200			
94	285,800	332,600			
95	286,800	333,100			
96	287,800	333,600			
97	288,100	334,100			
98	289,000	334,600			
99	289,700	335,100			
100	290,600	335,600			
101	291,500	336,100			
102	292,200	336,600			
103	292,900	337,100			
104	293,600	337,600			
105	294,300	338,100			
106	294,800	338,500			
107	295,300	339,000			
108	295,800	339,400			
109	296,000	339,900			
110	296,400				
111	296,700				
112	297,000				
113	297,300				
114	297,600				
115	297,900				
116	298,200				
117	298,500				
118	298,900				
119	299,200				
120	299,600				
121	299,900				
再任用職員	217,500	258,700	283,500	325,900	384,400

備考 この表は、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(一)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	247,900	333,100	397,900	471,700
	2	250,400	336,100	400,800	474,000
	3	252,900	339,000	403,700	476,200
	4	255,400	342,000	406,500	478,500
	5	257,600	344,700	409,100	480,700
	6	261,400	348,000	411,800	482,900
	7	265,200	351,100	414,600	485,100
	8	269,000	354,200	417,300	487,300
	9	272,600	357,000	419,500	489,300
	10	276,600	359,900	422,200	491,400
	11	280,600	363,000	424,800	493,500
	12	284,600	366,200	427,500	495,600
	13	288,400	369,100	429,900	497,700
	14	292,400	372,700	432,400	499,800
	15	296,300	375,900	434,800	501,900
	16	300,200	379,600	437,300	504,000
	17	303,900	383,200	439,300	506,100
	18	307,500	385,900	441,700	508,100
	19	311,000	388,700	444,000	510,100
	20	314,600	391,400	446,400	512,100
再任用職員及び任期付職員以外の職員	21	318,200	394,200	447,900	513,900
	22	321,900	396,800	450,300	515,700
	23	325,400	399,400	452,600	517,600
	24	328,900	401,800	454,900	519,500
	25	332,400	403,800	456,900	521,200
	26	335,200	406,100	459,200	523,000
	27	337,800	408,300	461,400	524,800
	28	340,400	410,600	463,700	526,600
	29	343,200	412,900	465,800	528,200
	30	345,300	415,000	468,100	530,000
	31	347,500	417,000	470,400	531,800
	32	349,900	419,100	472,600	533,600
	33	352,100	421,000	474,600	535,200
	34	354,500	422,800	476,700	537,000
	35	356,700	424,600	478,800	538,700
	36	359,200	426,600	480,900	540,500
	37	361,400	428,500	483,000	542,100
	38	363,800	430,500	484,800	543,700
	39	366,200	432,400	486,600	545,100
	40	368,400	434,400	488,400	546,700
	41	370,700	436,200	490,100	548,200
	42	372,100	438,000	491,900	549,600

43	373,600	439,700	493,700	551,000
44	375,000	441,500	495,500	552,300
45	376,200	443,300	497,100	553,500
46	377,600	445,100	498,800	554,500
47	379,100	446,900	500,600	555,500
48	380,600	448,600	502,400	556,500
49	381,700	450,400	504,000	557,500
50	382,700	452,100	505,300	558,400
51	383,700	453,900	506,600	559,300
52	384,500	455,700	507,900	560,200
53	385,400	457,600	508,900	561,000
54	386,300	458,800	510,200	561,900
55	387,000	460,000	511,500	562,800
56	387,900	461,200	512,800	563,700
57	388,600	462,400	513,800	564,600
58	389,500	463,400	514,600	565,500
59	390,300	464,400	515,400	566,400
60	391,100	465,400	516,200	567,100
61	391,600	466,200	517,100	568,000
62	392,100	466,900	517,900	568,900
63	392,500	467,600	518,800	569,800
64	393,000	468,300	519,600	570,700
65	393,300	469,000	520,500	571,600
66		469,700	521,400	
67		470,400	522,100	
68		471,000	523,000	
69		471,300	523,900	
70		472,000	524,700	
71		472,700	525,600	
72		473,400	526,500	
73		473,800	527,300	
74		474,400	528,200	
75		475,100	529,100	
76		475,800	529,800	
77		476,200	530,600	
78		476,800	531,500	
79		477,400	532,400	
80		477,900	533,300	
81		478,500	534,100	
82		479,000	535,000	
83		479,500	535,900	
84		480,000	536,800	
85		480,400	537,600	
86		481,000	538,500	
87		481,400	539,400	
88		481,900	540,300	
89		482,400	541,100	
90		483,000		

	91		483,600		
	92		484,000		
	93		484,500		
	94		485,100		
	95		485,700		
	96		486,300		
	97		486,800		
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000
任期付職員		272,600	305,300	352,800	428,700

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(二)

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	149,000	186,900	222,100	248,100	279,900	327,000	371,100	437,200
	2	150,400	188,500	223,700	249,300	281,900	329,000	373,800	439,800
	3	151,800	190,100	225,300	250,500	284,100	331,200	376,400	442,300
	4	153,200	191,700	226,900	251,900	286,200	333,400	379,100	444,900
	5	154,400	193,200	228,300	253,100	288,300	335,200	381,500	447,300
	6	156,200	194,700	229,900	254,300	290,400	337,400	384,200	449,800
	7	157,900	196,300	231,400	255,500	292,500	339,400	386,800	452,300
	8	159,600	197,800	233,000	256,600	294,600	341,600	389,500	454,800
	9	161,300	199,400	234,100	257,900	296,600	343,400	391,600	457,200
	10	163,000	201,100	235,600	258,900	298,800	345,500	393,900	459,600
	11	164,700	202,700	237,000	259,900	300,900	347,600	396,100	462,200
	12	166,500	204,400	238,200	260,900	303,100	349,700	398,300	464,600
	13	168,000	205,800	239,800	262,200	305,100	351,200	400,400	467,100
	14	169,900	207,400	241,200	263,500	307,000	353,200	402,400	468,600
	15	171,900	209,000	242,400	265,100	309,100	355,100	404,400	469,900
	16	173,800	210,600	243,800	266,500	311,100	357,100	406,500	471,200
	17	175,700	212,000	244,700	268,000	313,100	358,900	408,300	472,400
	18	177,600	213,600	245,900	269,800	315,100	360,900	410,300	473,700
	19	179,400	215,300	247,100	271,600	317,200	362,900	412,200	475,000
	20	181,300	217,000	248,300	273,400	319,300	364,900	414,300	476,300
再任 職員 及 び 任 期 付 職 員 以 外 の 職 員	21	183,200	218,300	249,700	275,200	321,100	366,700	416,100	477,500
	22	184,700	219,800	250,700	277,000	323,100	368,700	417,700	478,900
	23	186,200	221,200	251,700	278,800	324,900	370,800	419,300	480,300
	24	187,700	222,700	252,800	280,500	326,900	372,900	420,800	481,500
	25	189,300	224,100	254,000	282,300	328,600	374,300	422,300	482,900
	26	190,600	225,500	255,300	284,200	330,500	376,100	423,600	484,200
	27	192,100	226,800	256,700	286,100	332,500	377,900	424,900	485,600
	28	193,500	228,100	258,200	287,900	334,500	379,600	426,200	487,000
	29	195,000	229,400	259,600	289,600	335,800	381,400	427,500	488,400
	30	196,200	230,800	261,300	291,400	337,600	382,900	428,700	489,500
	31	197,500	232,300	263,000	293,200	339,300	384,500	429,900	490,600
	32	198,800	233,700	264,600	295,100	341,100	386,200	431,000	491,700
	33	200,200	234,800	266,000	296,800	342,800	387,500	432,200	492,800
	34	201,600	236,100	267,800	298,500	344,600	388,800	433,400	493,700
	35	202,900	237,100	269,500	300,300	346,500	390,100	434,600	494,600
	36	204,300	238,400	271,200	302,100	348,300	391,300	435,800	495,500
	37	205,400	239,800	272,700	303,400	350,100	392,400	437,100	496,500
	38	206,700	241,100	274,400	305,100	351,800	393,600	437,900	
	39	208,000	242,200	276,100	306,600	353,400	394,700	438,300	
	40	209,300	243,500	277,700	308,200	355,100	395,800	439,000	
	41	210,400	244,800	279,200	309,900	356,300	396,600	439,500	
	42	211,600	245,900	280,800	311,600	357,400	397,400	439,900	

43	212,800	247,100	282,500	313,200	358,600	398,200	440,300
44	214,000	248,200	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700
45	215,200	249,300	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100
46	216,300	250,700	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500
47	217,300	252,200	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900
48	218,400	253,500	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200
49	219,400	255,100	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500
50	220,400	256,500	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900
51	221,300	257,900	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200
52	222,300	259,200	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500
53	222,700	260,300	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800
54	223,600	261,700	299,200	327,600	369,700	402,800	
55	224,300	263,100	300,600	328,700	370,600	403,100	
56	225,200	264,400	302,100	329,700	371,500	403,400	
57	225,900	265,200	303,100	330,200	372,000	403,700	
58	226,800	266,500	304,300	331,100	372,800	404,000	
59	227,500	267,800	305,500	331,900	373,600	404,300	
60	228,300	269,100	306,900	332,800	374,400	404,700	
61	229,200	270,000	308,200	333,600	374,800	404,900	
62	230,000	271,200	309,400	333,900	375,500	405,200	
63	230,900	272,500	310,700	334,500	376,200	405,500	
64	231,900	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800	
65	232,500	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000	
66	233,300	275,700	314,100	336,500	377,900	406,300	
67	234,100	276,600	314,900	337,200	378,600	406,600	
68	234,900	277,700	315,700	337,900	379,200	406,900	
69	235,600	278,700	316,300	338,600	379,600	407,100	
70	236,300	279,700	317,000	339,100	380,100	407,400	
71	237,000	280,800	317,700	339,700	380,600	407,700	
72	237,600	281,900	318,300	340,300	381,100	408,000	
73	238,300	282,500	319,000	340,600	381,700	408,200	
74	239,100	283,200	319,200	341,200	382,200		
75	239,900	283,700	319,800	341,700	382,800		
76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400		
77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900		
78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400		
79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900		
80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400		
81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700		
82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200		
83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600		
84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000		
85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400		
86		289,500	325,400	346,300			
87		289,700	325,600	346,600			
88		289,900	326,000	346,900			
89		290,300	326,400	347,300			
90		290,500	326,800	347,600			

	91		290,700	327,200	348,000				
	92		290,900	327,600	348,300				
	93		291,300	327,900	348,700				
	94		291,500	328,100	349,000				
	95		291,700	328,500	349,300				
	96		292,000	328,800	349,600				
	97		292,400	329,000	349,900				
	98		292,700	329,300					
	99		292,900	329,600					
	100		293,200	329,900					
	101		293,500	330,100					
	102		293,700	330,400					
	103		293,900	330,800					
	104		294,200	331,000					
	105		294,500	331,200					
	106			331,400					
	107			331,800					
	108			332,000					
	109			332,200					
	110			332,600					
	111			333,000					
	112			333,400					
	113			333,600					
再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000	426,500
任期付職員		171,900	193,200	214,600	235,300	264,100	303,900	335,900	395,600

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(三)

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	163,000	190,500	238,500	261,100	285,900	330,100	374,100
	2	164,400	192,600	240,300	262,100	287,700	332,200	376,700
	3	165,900	194,700	242,100	263,000	289,500	334,200	379,400
	4	167,300	196,700	243,900	264,100	291,400	336,400	382,000
	5	168,800	198,800	245,300	264,700	293,100	338,400	384,200
	6	170,300	201,100	246,600	265,700	294,900	340,500	386,600
	7	171,800	203,400	247,700	266,500	296,800	342,600	388,900
	8	173,300	205,700	249,000	267,500	298,600	344,700	391,200
	9	174,600	208,100	250,000	268,600	300,500	346,200	393,200
	10	176,300	209,500	251,100	269,400	302,400	348,200	395,300
	11	177,900	210,900	252,000	270,500	304,200	350,100	397,500
	12	179,400	212,100	252,900	271,700	306,100	352,100	399,800
	13	180,900	213,500	254,100	273,000	307,600	354,000	401,700
	14	182,900	214,900	255,200	274,200	309,200	356,100	403,700
	15	184,900	216,400	256,000	275,400	311,000	358,200	405,900
	16	186,900	217,600	257,000	276,800	312,800	360,200	408,100
	17	189,100	219,000	257,600	278,100	314,500	362,200	410,100
	18	191,200	220,500	258,500	279,500	316,100	364,200	412,300
	19	193,300	222,000	259,500	280,700	317,800	366,300	414,500
	20	195,400	223,500	260,400	282,000	319,500	368,400	416,600
	21	197,500	224,700	261,300	283,600	320,900	370,100	418,500
	22	199,700	226,400	262,300	285,200	322,400	372,200	420,400
再任 用職 員及 び任 期付 職員 以外 の職 員	23	201,900	228,100	263,200	286,700	323,900	374,300	422,200
	24	204,100	229,800	264,200	288,100	325,400	376,300	424,100
	25	206,100	231,100	265,400	289,400	326,800	378,300	425,800
	26	207,400	232,800	266,500	291,200	328,200	379,900	427,400
	27	208,600	234,500	267,700	293,000	329,700	381,800	429,100
	28	209,900	236,200	268,900	294,700	331,300	383,700	430,700
	29	211,100	237,800	270,100	296,000	332,400	385,500	432,000
	30	212,200	239,200	271,600	297,600	333,900	387,200	433,300
	31	213,500	240,500	273,200	299,200	335,300	389,100	434,900
	32	214,700	241,600	274,600	300,900	336,800	390,900	436,400
	33	216,000	242,800	276,200	302,300	338,400	392,600	438,100
	34	217,300	243,900	277,700	303,800	339,900	394,300	439,700
	35	218,600	244,800	279,000	305,400	341,500	396,100	441,100
	36	219,900	245,900	280,300	307,000	343,000	397,800	442,500
	37	221,100	246,800	281,900	308,300	344,700	399,400	443,600
	38	222,500	247,900	283,300	309,700	346,300	401,100	444,900
	39	223,800	248,800	284,800	311,100	347,800	402,900	446,200
	40	225,200	249,900	286,200	312,700	349,400	404,700	447,600
	41	226,100	250,400	287,500	314,200	350,600	406,200	448,600
	42	227,500	251,300	289,000	315,600	352,100	407,700	449,300

43	228,900	252,200	290,500	317,000	353,600	409,200	450,100
44	230,300	253,100	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
45	231,500	253,900	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600
46	232,900	254,900	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
47	234,200	255,800	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
48	235,500	256,800	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900
49	236,500	257,800	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
50	237,600	258,900	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
51	238,600	260,100	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
52	239,700	261,300	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
53	240,600	262,400	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
54	241,700	263,900	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400
55	242,700	265,300	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100
56	243,700	266,700	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800
57	244,400	268,200	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600
58	245,400	269,800	310,300	336,400	372,900	425,700	
59	246,100	271,300	311,500	337,600	373,900	426,300	
60	247,100	272,800	312,900	338,900	374,900	426,700	
61	248,000	274,200	314,000	340,000	375,500	427,300	
62	249,000	275,700	315,300	340,900	376,300	427,800	
63	249,800	277,200	316,600	342,100	377,100	428,200	
64	250,800	278,500	317,800	343,400	377,900	428,700	
65	251,700	279,900	319,100	344,500	378,600	429,300	
66	252,600	281,400	320,400	345,700	379,300	429,700	
67	253,700	282,900	321,700	346,900	380,100	430,000	
68	254,600	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300	
69	255,400	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700	
70	256,500	287,000	324,800	350,000	382,000	431,100	
71	257,600	288,500	325,900	351,100	382,700	431,400	
72	258,700	289,900	326,800	352,200	383,300	431,700	
73	260,100	290,900	328,100	353,000	384,000	432,100	
74	261,400	292,300	328,800	354,100	384,500	432,500	
75	262,700	293,500	329,900	355,200	385,100	432,800	
76	263,900	294,800	331,100	356,300	385,600	433,100	
77	264,900	296,200	332,200	357,000	386,000	433,500	
78	266,000	297,500	333,400	357,800	386,600	433,900	
79	267,300	298,700	334,500	358,600	387,100	434,200	
80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400	434,500	
81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700	434,900	
82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200		
83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600		
84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900		
85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200		
86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700		
87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200		
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600		
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900		
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300		

91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600
94	281,900	315,000	348,400	366,400	
95	282,800	315,700	349,100	366,800	
96	283,800	316,300	349,700	367,100	
97	284,400	317,000	350,100	367,700	
98	285,200	317,300	350,500	368,200	
99	285,800	317,900	351,000	368,700	
100	286,700	318,600	351,400	369,200	
101	287,500	319,000	351,900	369,800	
102	288,300	319,600	352,300	370,300	
103	289,100	320,200	352,800	370,800	
104	289,900	320,800	353,200	371,200	
105	290,600	321,200	353,500	371,800	
106	291,100	321,700	354,000	372,300	
107	291,600	322,200	354,400	372,800	
108	292,100	322,700	354,700	373,300	
109	292,300	323,100	355,200	373,900	
110	292,600	323,500	355,700	374,300	
111	292,800	323,800	356,200	374,800	
112	293,200	324,100	356,700	375,300	
113	293,500	324,500	357,200	375,900	
114	293,700	324,900	357,700		
115	294,100	325,300	358,200		
116	294,400	325,600	358,600		
117	294,700	325,800	359,000		
118	295,000	326,100			
119	295,300	326,500			
120	295,700	326,700			
121	296,000	326,900			
122	296,400	327,200			
123	296,700	327,500			
124	297,100	327,800			
125	297,300	328,000			
126	297,500	328,300			
127	297,800	328,700			
128	298,200	328,900			
129	298,400	329,100			
130	298,700	329,300			
131	299,100	329,700			
132	299,500	329,900			
133	299,700	330,200			
134	300,000	330,600			
135	300,400	331,000			
136	300,700	331,400			
137	300,900	331,700			
138	301,200	332,100			

	139	301,600	332,500					
	140	301,900	332,900					
	141	302,100	333,200					
	142	302,500	333,600					
	143	302,900	333,900					
	144	303,200	334,300					
	145	303,400	334,600					
	146	303,600						
	147	303,900						
	148	304,300						
	149	304,500						
	150	304,700						
	151	305,000						
	152	305,300						
	153	305,700						
	154	305,900						
	155	306,100						
	156	306,400						
	157	306,700						
再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600
任期付職員		174,600	208,100	231,400	250,700	273,500	307,500	336,800

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

海 事 職 給 料 表

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	172,900	226,600	270,400	319,200	356,100
	2	175,200	228,800	272,200	321,200	358,400
	3	177,700	230,800	274,000	323,300	360,600
	4	180,000	232,900	275,800	325,400	363,100
	5	182,400	234,900	277,100	327,600	365,100
	6	184,900	236,900	279,000	329,500	368,200
	7	187,300	239,000	280,800	331,100	371,400
	8	189,900	241,100	282,600	332,800	374,300
	9	192,100	243,300	284,000	334,300	377,100
	10	194,500	245,200	286,500	336,600	380,200
	11	196,900	247,100	288,700	338,900	383,300
	12	199,400	249,000	290,900	341,400	386,300
	13	201,900	250,700	293,300	343,300	389,000
	14	204,500	252,600	295,900	345,600	391,700
	15	207,200	254,400	298,100	347,900	394,500
	16	209,800	256,300	300,500	350,300	397,200
	17	212,200	257,900	302,700	352,600	400,000
	18	214,900	259,800	304,900	355,100	402,000
	19	217,600	261,700	307,100	357,500	404,000
	20	220,300	263,600	309,200	359,900	406,000
再任 用職 員及 び任 期付 職員 以外 の職 員	21	222,900	265,100	311,200	362,300	407,500
	22	224,500	266,700	312,400	364,700	409,400
	23	226,100	268,200	313,500	366,900	411,200
	24	227,700	269,600	314,700	369,200	413,200
	25	229,200	271,100	316,000	371,300	414,700
	26	230,600	272,700	317,400	373,700	416,200
	27	232,100	274,100	318,900	376,100	417,900
	28	233,400	275,600	320,500	378,400	419,600
	29	235,000	276,900	321,800	380,400	420,600
	30	235,800	278,300	323,400	382,500	422,200
	31	236,900	279,700	325,000	384,700	423,700
	32	238,000	280,900	326,700	386,800	425,300
	33	239,200	281,700	328,200	388,500	426,800
	34	240,100	283,100	329,800	390,100	428,100
	35	240,900	284,200	331,100	391,700	429,400
	36	241,800	285,500	332,600	393,500	430,600
	37	242,500	286,500	334,100	395,000	431,800
	38	243,300	287,700	335,700	396,400	432,800
	39	244,100	288,500	337,300	397,900	433,800
	40	245,000	289,500	338,700	399,400	434,800
	41	245,900	290,600	340,000	399,900	435,200
	42	246,800	291,500	341,300	401,200	435,800

43	247,700	292,300	342,800	402,400	436,500
44	248,600	293,000	344,300	403,800	437,200
45	249,400	293,900	345,700	405,200	437,800
46	250,300	295,100	347,100	406,600	438,100
47	251,100	296,200	348,500	408,000	438,700
48	252,000	297,500	349,900	409,300	439,200
49	252,400	298,900	350,700	410,600	439,500
50	253,100	300,000	352,100	411,500	440,200
51	253,700	301,100	353,400	412,400	440,900
52	254,100	302,000	354,800	413,300	441,600
53	254,300	303,000	356,100	413,500	442,200
54	254,700	304,000	357,500	413,900	442,900
55	255,100	305,100	358,800	414,400	443,600
56	255,800	306,000	360,200	414,900	444,200
57	256,100	307,100	360,800	415,300	444,600
58	256,800	308,100	362,000	415,500	445,300
59	257,200	309,200	363,100	416,100	446,000
60	257,800	310,300	364,400	416,500	446,700
61	258,400	311,000	365,500	416,800	447,100
62	258,800	311,700	366,100	417,400	447,400
63	259,300	312,500	366,600	418,000	447,700
64	259,800	313,300	367,200	418,600	448,000
65	260,200	313,600	367,600	419,200	448,200
66	260,600	314,300	368,100	419,800	448,500
67	260,800	314,800	368,600	420,300	448,800
68	261,300	315,400	369,100	420,900	449,100
69	261,600	316,100	369,300	421,500	449,300
70			369,600	422,000	449,600
71			370,000	422,600	449,900
72			370,300	423,200	450,100
73			370,800	423,700	450,300
74			371,000	424,300	
75			371,500	424,800	
76			371,900	425,400	
77			372,200	425,900	
78			372,700	426,500	
79			373,200	427,200	
80			373,700	427,800	
81			374,200	428,100	
82			374,600	428,700	
83			375,100	429,400	
84			375,600	430,000	
85			376,000	430,400	
86			376,500	430,900	
87			376,900	431,600	
88			377,400	432,300	
89			377,900	432,500	
90			378,400		

	91			378,900		
	92			379,400		
	93			379,700		
	94			380,100		
	95			380,600		
	96			381,000		
	97			381,500		
	98			381,800		
	99			382,300		
	100			382,700		
	101			383,300		
再任用職員		220,300	250,300	279,700	320,400	349,200
任期付職員		182,400	234,900	261,500	305,300	327,400

備考 この表は、船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

福 社 職 給 料 表

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	157,700	208,000	253,400	274,500	319,200	362,900
	2	158,900	209,700	255,000	276,300	321,400	365,500
	3	160,100	211,500	256,400	277,900	323,700	367,900
	4	161,300	213,200	258,000	279,400	325,900	370,500
	5	162,300	214,900	259,000	281,200	328,100	372,400
	6	163,800	216,700	260,300	283,300	330,100	374,900
	7	165,200	218,500	261,700	285,400	332,300	377,200
	8	166,600	220,200	263,100	287,700	334,500	379,700
	9	167,900	221,900	264,300	289,600	336,400	382,100
	10	169,300	223,400	265,800	291,700	338,600	384,800
	11	170,700	224,800	267,100	293,900	340,600	387,400
	12	172,200	226,200	268,200	296,000	342,800	390,100
	13	173,700	227,600	269,500	297,700	344,600	392,500
	14	175,200	229,200	271,000	300,000	346,600	394,800
	15	176,700	230,800	272,700	302,200	348,600	397,000
	16	178,100	232,400	274,400	304,400	350,600	399,400
	17	179,700	233,800	276,000	306,400	352,300	401,200
	18	181,500	235,400	277,900	308,700	354,300	403,200
	19	183,200	236,900	279,700	310,900	356,100	405,100
	20	184,900	238,400	281,300	313,200	358,000	406,900
再任 用職 員及 び任 期付 職員 以外 の職 員	21	186,400	239,400	282,900	315,100	359,900	408,800
	22	188,000	240,900	284,700	317,200	361,800	410,600
	23	189,700	242,200	286,300	319,400	363,800	412,400
	24	191,300	243,600	288,000	321,500	365,700	414,300
	25	192,900	245,000	289,900	323,500	367,700	416,100
	26	194,600	246,700	291,600	325,500	369,600	417,600
	27	196,400	248,200	293,400	327,600	371,600	419,100
	28	198,100	249,900	295,200	329,600	373,600	420,700
	29	199,900	251,300	296,400	331,400	375,100	422,300
	30	201,400	252,600	298,100	333,500	376,900	423,600
	31	202,900	253,900	299,800	335,400	378,700	424,900
	32	204,300	255,300	301,400	337,500	380,300	426,100
	33	205,600	256,600	302,900	339,100	382,100	427,300
	34	206,900	257,900	304,500	341,000	383,500	428,600
	35	208,200	259,200	306,000	342,800	385,000	429,900
	36	209,400	260,400	307,600	344,700	386,600	431,100
	37	210,600	261,800	309,100	345,900	388,000	432,300
	38	212,000	263,200	310,600	347,800	389,200	433,100
	39	213,400	264,800	312,000	349,700	390,400	433,900
	40	214,800	266,300	313,600	351,500	391,500	434,700
	41	215,800	267,700	314,900	353,400	392,600	435,300
	42	217,000	269,300	316,500	355,200	393,800	436,000

43	218,100	270,900	318,000	357,000	395,000	436,700
44	219,300	272,400	319,500	358,700	396,100	437,400
45	220,200	274,100	320,500	360,500	396,800	438,200
46	221,300	275,700	321,700	361,900	397,500	439,000
47	222,200	277,300	322,900	363,400	398,200	439,400
48	223,200	278,900	324,100	364,800	398,900	440,100
49	224,000	280,400	325,100	365,800	399,500	440,600
50	225,100	282,000	326,100	366,900	400,100	441,000
51	226,200	283,600	327,000	368,000	400,600	441,400
52	227,000	285,100	328,000	369,100	401,000	441,800
53	227,500	286,400	328,900	370,000	401,400	442,200
54	228,600	287,900	329,600	370,600	401,700	
55	229,300	289,300	330,400	371,400	402,000	
56	230,200	290,800	331,200	372,200	402,300	
57	231,000	292,200	331,800	373,000	402,600	
58	231,900	293,600	332,300	373,800	402,900	
59	232,700	295,100	332,900	374,600	403,200	
60	233,600	296,600	333,400	375,400	403,500	
61	234,600	297,700	333,900	376,300	403,800	
62	235,400	299,200	334,100	377,000	404,100	
63	236,300	300,400	334,700	377,700	404,400	
64	237,100	301,900	335,300	378,400	404,700	
65	238,000	303,000	335,600	378,700	405,000	
66	239,000	304,300	336,100	379,300	405,300	
67	240,200	305,400	336,600	379,900	405,600	
68	241,200	306,700	337,100	380,600	405,900	
69	242,200	307,400	337,600	381,000	406,100	
70	243,300	308,500	338,100	381,700	406,400	
71	244,400	309,700	338,500	382,300	406,700	
72	245,300	310,900	339,000	382,900	407,000	
73	246,000	312,200	339,200	383,300	407,200	
74	247,100	312,900	339,700	383,900	407,500	
75	248,200	313,600	340,200	384,500	407,800	
76	249,200	314,200	340,700	385,100	408,000	
77	250,000	315,000	341,000	385,500	408,200	
78	251,000	315,700	341,400	386,000		
79	252,000	316,400	341,900	386,500		
80	253,000	317,100	342,300	387,100		
81	253,900	317,400	342,500	387,600		
82	254,600	317,700	342,800	388,000		
83	255,600	318,300	343,300	388,400		
84	256,600	318,600	343,700	388,800		
85	257,200	319,000	344,000	389,000		
86	258,000	319,300	344,300	389,200		
87	258,700	319,700	344,800	389,500		
88	259,600	320,000	345,200	389,800		
89	260,200	320,500	345,500	390,000		
90	261,000	320,900	345,900	390,300		

91	261,800	321,200	346,300	390,600
92	262,600	321,500	346,500	390,800
93	263,000	322,000	346,800	391,000
94	263,700	322,400		391,300
95	264,200	322,600		391,600
96	264,900	323,000		391,800
97	265,600	323,400		392,000
98	266,300	323,800		
99	267,000	324,200		
100	267,700	324,600		
101	268,200	324,800		
102	268,700	325,100		
103	269,100	325,400		
104	269,600	325,700		
105	269,800	326,100		
106	270,000	326,300		
107	270,300	326,600		
108	270,600	327,000		
109	271,000	327,400		
110	271,300	327,700		
111	271,700	328,100		
112	272,000	328,400		
113	272,300	328,700		
114	272,600	329,100		
115	272,900	329,400		
116	273,300	329,600		
117	273,600	329,800		
118	273,900	330,100		
119	274,300	330,500		
120	274,700	330,900		
121	274,900	331,100		
122	275,100			
123	275,500			
124	275,800			
125	276,000			
126	276,300			
127	276,700			
128	277,100			
129	277,300			
130	277,700			
131	278,100			
132	278,400			
133	278,600			
134	278,900			
135	279,300			
136	279,600			
137	279,800			
138	280,100			

	139	280,400					
	140	280,700					
	141	280,900					
	142	281,100					
	143	281,300					
	144	281,600					
	145	282,000					
	146	282,200					
	147	282,500					
	148	282,800					
	149	283,100					
	150	283,300					
	151	283,600					
	152	283,800					
	153	284,100					
再任用職員		201,500	241,000	255,300	288,400	315,100	356,800
任期付職員		176,700	200,600	243,800	259,500	294,200	325,600

備考 この表は、児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第一号任期付研究員の給料表

号給	給料月額
	円
1	396,000
2	456,000
3	516,000
4	596,000
5	693,000
6	791,000

第二号任期付研究員の給料表

号給	給料月額
	円
1	330,000
2	366,000
3	394,000

特定任期付職員の給料表

号給	給料月額
	円
1	374,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

公務運営に関する報告

1 人材の確保及び育成

(1) 人材の確保

民間企業等の高い採用意欲等を背景に、人材確保が引き続き厳しい状況にある中、高度化・複雑化する行政課題に的確に対応していくためには、県民の視点に立った高い使命感や倫理感を持ちながら、着実に職務を遂行し、かつ、創造性やチャレンジ精神にあふれる多様で有為な人材を確保する必要がある。

このため、本県においては、広報・啓発活動として、職員採用セミナーの充実や、大学等での採用説明会の実施回数の増加を図るほか、ホームページにおいて技術系職種等の仕事紹介を行うなど、県の魅力や仕事内容、やりがいなどを積極的に発信し、受験者の確保に努めている。また、新たに、ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス（ツイッター）を開設し、より効果的に採用試験情報の発信を行っている。

また、女性職員の採用については、千葉県女性職員活躍推進プランに基づき、千葉県職員しごとセミナー等の機会を捉えて、女性職員の活躍の様子や仕事と家庭が両立できる働きやすい職場であることを積極的に発信し、より多くの女性に受験してもらうための取組を進めている。

試験制度については、平成28年度に、専門試験を課さず、プレゼンテーションを取り入れた面接を行う試験職種「一般行政B」を創設し、平成29年度には、社会人採用選考考査において、従来実施していた教養試験を廃止するなど、多様な能力・経験を有する人材を確保するために必要な見直しを行っているところである。

今後とも、広報・啓発活動を一層強化するとともに、より良い試験制度となるよう努め、多様で有為な人材の確保を図っていく。

(2) 人材の育成

社会経済情勢の変化に伴う様々な課題を解決するためには、職員の意欲を高め

つつ、その能力を最大限に活用していく必要がある。

現在、職員能力開発センターでは、若手職員育成研修において、業務に対する意欲向上を図るため、キャリアデザインの意識付けの強化を図っており、このような取組を通じ、職員自らが描いたキャリアビジョンの実現に向け、主体的な能力開発の機会を設けることが重要である。

そのため、執務を通じた人材育成（O J T）に加え、それを補完する執務を離れた研修（O f f - J T）や自主的学習など、職員自身がやる気、やりがいを持って取り組む自己研鑽に対し、組織としての支援を進め、人を育てる職場環境づくりの醸成が図られることが期待される。

また、近年、若年層の職員の割合が増加する一方で、後輩の指導・育成を担うべき中堅層の職員が減少している中、適切な事務処理を着実に行うとともに、将来に向かって組織力を高めていくことが課題となっている。

そのため、管理職や班長等のマネジメント能力の更なる向上とともに、班長等をサポートする職員のフォローシップを強化するための人材育成の取組が重要である。なお、人材開発に当たっては、組織力向上のみならず、県民志向、仕事力向上を加えた「目指すべき職員像」に十分留意しながら、個々の職員の意欲を高め、能力を引き出す取組を進めていく必要がある。

さらに、昨今、公務員の倫理が厳しく問われている中、全体の奉仕者としての責任を自覚し、使命感・倫理感を持った人材が求められており、県職員として守るべき行動規範に対する認識について徹底を図るとともに、研修等の機会を通じた職員への定期的・継続的な意識啓発の取組が重要である。

2 能力・実績に基づく人事管理

人事行政の公正を確保し、公務の質を高く保つためには、地方公務員法の趣旨に従い、職員の能力と勤務実績を的確に評価するとともに、その評価結果を人事管理の基礎として活用することが重要である。

そのため、人事評価制度がより実効性のあるものとなるよう、引き続き評価者の評価能力向上に資する研修や目標設定・評価に当たっての職員と評価者との対話の

充実、運用実態の検証などにより、評価制度の公正性、納得性を一層高めるとともに、評価結果について、任用、給与、分限、人材開発等へ適切に活用していくことが必要である。

3 勤務環境の整備

社会全体において働き方改革の動きが進む中、職員が、心身ともに健康で、仕事と生活の調和が図られ、生き生きと意欲的に職務に取り組むことのできる勤務環境は、職員やその家族にとって重要であるばかりでなく、公務能率や県民サービスの向上の観点からも重要である。

このため、任命権者においては、働きやすい勤務環境の整備に向け、総実勤務時間の短縮や職員の健康管理に努めるとともに、仕事と家庭の両立支援や多様で柔軟な働き方の実現に引き続き取り組んでいく必要がある。

(1) 総実勤務時間の短縮

任命権者においては、総実勤務時間を短縮するため、「総労働時間の短縮に関する指針」（以下「指針」という。）や人事評価制度などにより、「ノー残業デー」の実施や年次休暇等の取得促進、総実勤務時間の短縮に資する管理職等の能力発揮に対する適切な評価や各部局における事例等の情報共有など様々な取組を推進しているところである。

しかしながら、一部の職員は依然として、指針に定める上限目安時間を超えるなど、長時間の時間外勤務を行っている状況が見受けられる。

本年7月、労働基準法が改正され、いわゆる三六協定で定める時間外労働の上限等が法律で定められたところであり、公務においても、長時間労働の是正が強く求められている。

このような状況を踏まえ、本県においても、総実勤務時間の短縮に向けた取組を更に強化・徹底し、所属長等の管理職員が職場における部下職員の業務管理、進行管理等のマネジメントの強化を図るとともに、部局長等が先頭に立って、業務改善を行うことが重要である。

そのためには、適切な方法により職員の総実勤務時間の状況を把握し、引き

続き職員の勤務時間を適正に管理することに加え、時間外勤務が発生する要因を整理・分析し、業務の取捨選択、優先順位の明確化、業務プロセスの効率化等を行うことが必要である。

あわせて、年次休暇の取得促進に向けて、業務の繁閑を踏まえて計画的、連続的に休暇を取得するよう職員の意識向上を図るとともに、引き続き年次休暇等を取得しやすい職場環境づくりに取り組んでいくことが必要である。

さらに、業務全体の見直し・効率化を行った上で、総実勤務時間の短縮に向け、人員の配置も含めた措置を講ずる必要がある。

特に、教職員の勤務時間については、文部科学省の「学校における働き方改革に関する緊急対策」を受けて、本県教育委員会は、本年3月に「教育職員の総労働時間の短縮に関する指針」を改定し、教職員の勤務時間の管理の徹底を図るとともに、「働き方改革推進本部」を立ち上げて教職員の長時間労働の改善に組織的に取り組んでいるところである。

教職員が教育活動に専念できる環境を整えることは重要な課題であり、引き続き、こうした取組を進めていくことで、教職員の負担軽減を図り、総実勤務時間の短縮に努めることが必要である。

(2) 職員の健康管理

任命権者においては、これまで、相談窓口の設置や研修の実施等職員の健康づくりに取り組むとともに、精神性疾患による休職者等については、職場復帰支援プログラム等によるリハビリ出勤を実施するなど、円滑な職場復帰及び再発防止に取り組んできたところである。

しかしながら、本県における、精神性疾患を理由とする療養休暇取得者や休職者の人数は、近年横ばい状態であり、また、心身の故障による休職者のうち、精神性疾患による休職者数の割合は、依然として高くなっている。

こうした中、任命権者においては、メンタルヘルスプランに基づき、セルフケアを推進するための研修の拡充や、精神科産業医による休職者の復職支援等の対策を講じているところであり、引き続きメンタルヘルスプランに基づいた予防と早期発見、早期対応などの取組の充実に努めることが必要である。

また、任命権者においては、引き続きストレスチェック制度を効果的に行い、職員自身のストレスへの気付きを促し、併せて職場ごとの集団分析結果を基に、職場環境の改善に取り組むなど、働きやすい職場環境づくりを進めていく必要がある。

さらに、職員の健康管理を充実するため、産業医による面接指導を確実に実施するよう努めるとともに、安全衛生活動の活性化を図ることにより、引き続き、職場環境の改善に取り組む必要がある。

(3) 仕事と家庭の両立支援等の推進

任命権者においては、「千葉県職員仕事・子育て両立支援プラン」や「千葉県女性職員活躍推進プラン」など両立支援に関する各種の取組を行い、制度の充実に努めてきたところである。

しかし、男性職員の育児休業の取得率については、依然として低い状況であり、男性職員の出生時における連続休暇取得率についても、数値目標に達していない状況である。

このような状況を改善するためには、職員間での業務に関する情報の共有化や、管理職員に対する意識啓発などの取組を推進し、男女を問わず育児休業等を取得しやすい職場環境づくりに取り組むことが必要である。

さらに、介護を要する家族を抱える職員の増加が見込まれることから、引き続き各種両立支援に係る制度の周知や情報提供、職員のニーズの把握などに努め、国や他の団体の動向も踏まえつつ、これからも育児や介護等の事情を有する職員が、安心して働き続けられる環境整備に取り組んでいく必要がある。

テレワークやフレックスタイム制などの柔軟で多様な働き方については、育児や介護等、個々の職員の事情に応じた柔軟で効率的な働き方を可能とし、多様な人材の能力発揮が可能となることから、任命権者においては、国や他団体の状況に加え、既に実施している在宅勤務やサテライトオフィス勤務の試行状況などを参考にしながら、引き続き、職員が活用しやすい制度を検討していくことが必要である。

(4) ハラスメント防止対策

セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント及び職場における妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント等の防止対策については、各任命権者において要綱を定め、相談窓口の設置や職員の意識啓発に取り組んでいるところであるが、ハラスメントに関する相談件数が一定数存在している。

任命権者においては、引き続きハラスメントのない働きやすい職場づくりを推進するため、研修等による職員の意識啓発を継続的に実施していくことが必要である。

4 高齢層職員の能力及び経験の活用

少子高齢化の進展による労働力人口減少への対応、また、雇用と年金の接続を図るため、高齢者の雇用を推進しその能力や経験を十分活用していくことが重要な課題となっている。

そのため、本県においては、定年退職する職員の再任用制度を設け、その能力や経験の活用に努めているところであるが、今後も、再任用希望者の意欲や能力、適性等を十分に活かせる職務に配置することなどにより、更に再任用制度の円滑な実施に向けて努めていく必要がある。

また、人事院は、本年8月に、定年年齢を段階的に65歳まで引き上げることが必要であるとし、立法措置を求める意見の申出を行った。その中では、民間企業における高齢期雇用の実情を考慮し、60歳を超える職員の給与水準を設定しつつ、短時間勤務制の導入により60歳を超える職員の多様な働き方を可能とするもののほか、組織活力を維持するための役職定年制の導入などの具体的な措置が掲げられている。

地方公務員の定年年齢は、地方公務員法において「国の職員につき定められている定年を基準として条例で定める」こととされていることから、本県においても、引き続き国の動向等を注視しつつ、定年延長をはじめとした高齢期の雇用問題に関わる人事管理や給与制度の在り方について検討を進めていく必要がある。

5 会計年度任用職員制度への対応

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号。以下「改正法」という。）が平成29年5月17日に公布され、一般職の会計年度任用職員制度を創設し、任用、服務規律等の整備を図るとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員については、任用条件の厳格化を行い、会計年度任用職員制度への必要な移行を図ることとされた。

本県においても、必要な検討を進め、改正法の施行される平成32年4月に向けて、会計年度任用職員制度に係る規程を整備するなど適切な対応を図っていく必要がある。

6 コンプライアンスの徹底

職員は、県民全体の奉仕者としての高い倫理感や使命感を持ち、公正な職務執行に当たることが求められている。

しかしながら、本県において、法令違反などの非違行為や適法適正とは言えない事務処理など、県政に対する県民の信頼を損なう事案が発生している。

こうした状況を踏まえ、本県においては、職員倫理に関する条例の制定や、コンプライアンス推進計画の策定などにより、非違行為や適法適正とは言えない事務処理の再発防止に努めることとしている。

県民からの信頼を回復するためには、再発防止策の徹底に組織的に取り組むとともに、継続的に職員一人一人の意識改革を実施し、服務規律の遵守と倫理意識の向上に努めることが必要である。

給 与 等 に 関 す る 報 告 資 料

人 事 統 計 に 関 す る 報 告

職 種 別 民 間 給 与 実 態 調 査

職 員 給 与 と 民 間 給 与 と の 比 較

生 計 費 関 係

労 働 経 済 指 標

人 事 院 勸 告 等

給与等に関する報告資料の説明	5
1 平成30年人事統計に関する報告	
第1表 職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数	10
第2表 職員の給料表別、学歴別及び性別人員構成比	11
第3表 職員の平均給与月額等	12
第4表 職員の扶養手当の支給状況	14
第5表 職員の管理職手当の支給状況	14
第6表 職員の単身赴任手当の支給状況	14
第7表 職員の住居手当の支給状況	15
第8表 職員の通勤手当の支給状況	15
第9表 職員の給料表別、級別、号給別人員分布、平均給料月額及び平均年齢	16
第10表 再任用職員の適用給料表別、級別人員	37
2 平成30年職種別民間給与実態調査	
第11表 産業別、企業規模別調査事業所数	40
第12表 民間における初任給の改定状況	40
第13表 職種別、学歴別初任給	41
第14表 民間における家族手当の支給状況	42
その1 家族手当の支給状況及び配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況	42
その2 扶養家族の構成別支給月額	42
第15表 民間における住宅手当の支給状況	42
第16表 民間における特別給の支給状況	43
第17表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	43
第18表 民間における給与改定の状況	44
第19表 民間における定期昇給制度の状況	44
第20表 民間における定期昇給の実施状況	44

第21表 企業規模別、職種別、学歴別民間給与額等	45
その1 給与比較の対象職種	45
その2 給与比較の対象外職種	61
その3 再雇用者	62
〈参考〉 職員給与と民間給与との比較における役職の対応関係	63

3 職員給与と民間給与との比較

第22表 職員給与と民間給与との比較	66
--------------------	----

4 生計費関係

平成30年4月の標準生計費算定方法	68
第23表 千葉市における費目別、世帯人員別標準生計費（平成30年4月）	68

5 労働経済指標

第24表 労働経済指標	70
-------------	----

6 人事院勧告等

〈参考〉 人事院勧告等の骨子	74
----------------	----

給与等に関する報告資料の説明

今回の報告の基礎となった人事統計に関する報告、職種別民間給与実態調査及び職員給与と民間給与との比較の概要は次のとおりである。

第1 平成30年人事統計に関する報告

1 調査の目的と時期

この調査は、地方公務員法第8条第1項の規定により、職員の給与の実態を明らかにするとともに、民間給与と比較するための資料を得ることを目的として、平成30年4月現在における職員の給与及びこれに関連する事項を調査したものである。

2 調査対象

職員の給与に関する条例第1条の2に規定する職員（企業職員、単純な労務に雇用される者を除く県の一般職の職員及び県費負担教職員）

3 調査事項

学歴、年齢、性別、経験年数、適用給料表、職務の級、給料月額、給料の調整額、地域手当、扶養手当及びその他の月額の手当等

4 集計

集計作業は、総務部総務課及び警察本部警務部警務課に依頼し、本委員会において合算した。

第2 平成30年職種別民間給与実態調査

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、平成30年4月現在における本県の民間給与の実態を本委員会と千葉市人事委員会及び人事院等が共同して調査したものである。

2 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の本県の民間事業所
1,895事業所

(2) 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種 その他の職種54職種）

3 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

上記2の(1)に記載した事業所を産業、規模等により26層（うち千葉市10層、そ

の他県内地域16層)に層化し、これらの層から386事業所(うち千葉市107事業所、その他県内地域279事業所)を無作為に抽出し、実地調査を行った。

調査の完結した事業所は344事業所で、第11表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

4 調査事項

事業所単位に調査する事項については、事業所票(1)及び事業所票(2)により、従業員別に調査する事項については、初任給調査票及び個人票により実施した。

(1) 事業所票(1)

給与、賞与及び臨時給与等の支払状況

(2) 事業所票(2)

家族手当等の支給状況、給与改定等の状況等

(3) 初任給調査票

職種別、学歴別の初任給月額

(4) 個人票

職種別、年齢別、性別、学歴別のきまって支給する給与、時間外手当及び通勤手当

5 集計

(1) 調査実人員

初任給関係775人(行政職に相当する調査実人員685人)、初任給関係以外の調査職種12,661人(行政職に相当する調査実人員11,058人。なお、調査職種該当者(母集団)の推定数は98,406人であり、行政職に相当するものは、70,163人である。)

(2) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に還元して行った。

(調査の状況)

調査対象事業所	1,895事業所
抽出事業所	386事業所
調査の完結した事業所	344事業所(調査完了率90.1%)
調査実人員	13,436人 (初任給関係 775人) (初任給関係以外の調査職種 12,661人)

第3 職員給与と民間給与との比較

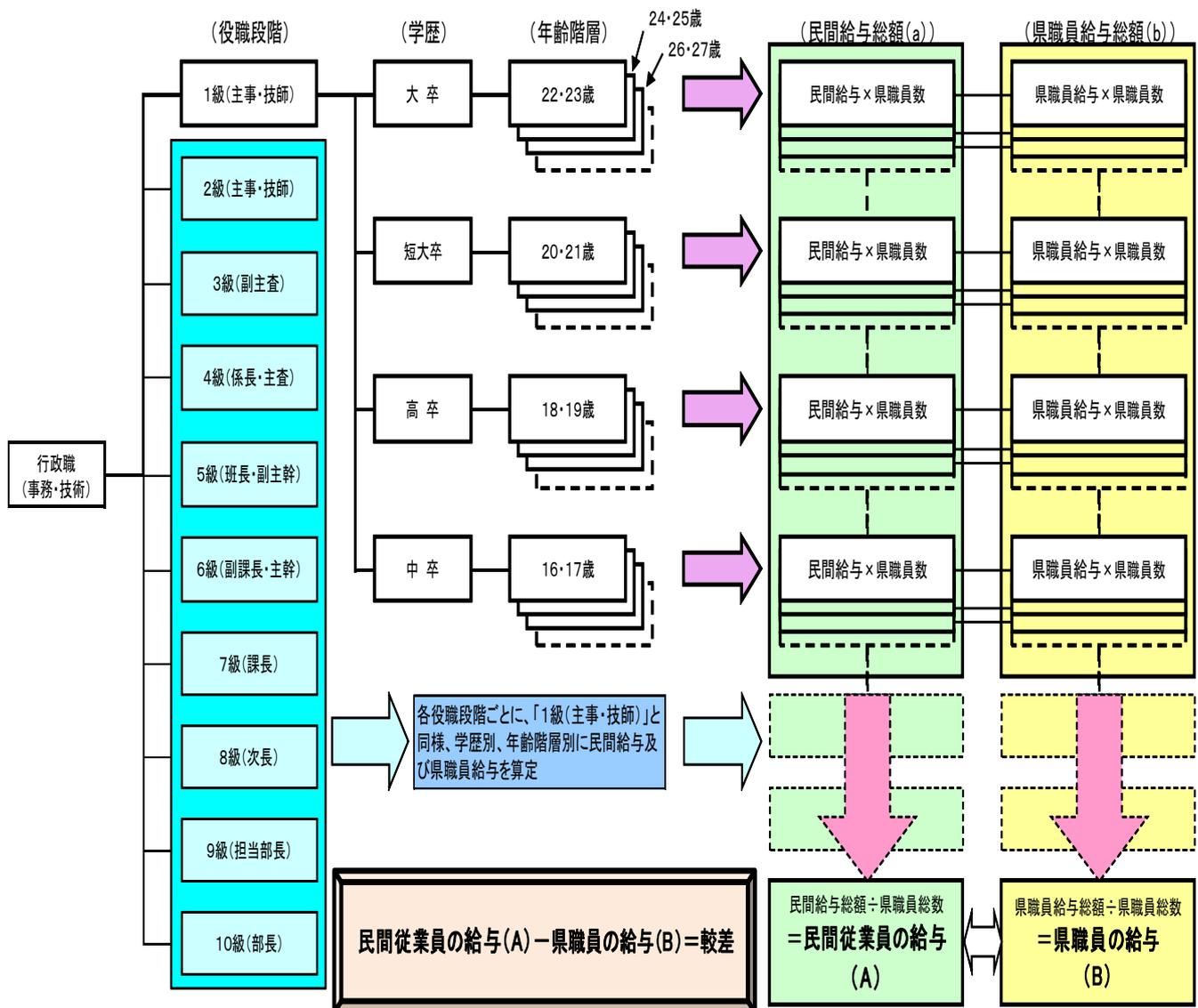
上記第1及び第2の資料に基づき、本県における行政職と民間におけるこれに相当する事務・技術関係職種の給与を、職務階層別、学歴別及び年齢別にラスパイレス方式により比較した。

<参考>

職員給与と民間給与との比較(ラスパイレス方式)

職員給与と民間給与との比較においては、個々の本県職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(a)が、現に支払っている支給総額(b)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。

具体的には、以下のとおり、役職段階別、学歴別及び年齢階層別の県職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに県職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



平成 30 年人事統計に関する報告
(職員給与関係)

第1表 職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数

(平成30年人事統計に関する報告)

給料表		区分	適用人員	平均年齢	平均経験年数
			人	歳	年
全給料表			52,841	39.9	17.7
一般職員	行政職給料表		9,262	40.1	18.4
	研究職給料表		406	44.2	19.9
	医療職給料表(一)		19	54.5	28.3
	医療職給料表(二)		500	39.2	15.5
	医療職給料表(三)		186	41.9	18.3
	海事職給料表		45	42.4	22.2
	福祉職給料表		162	33.6	11.1
	特定任期付職員給料表		4	49.8	—
	第1号任期付研究員給料表		0	—	—
	第2号任期付研究員給料表		0	—	—
計			10,584	40.2	18.2
教育職員	教育職給料表(一)		80	49.1	24.6
	教育職給料表(二)		30,457	40.8	17.8
	計		30,537	40.8	17.9
警察官	公安職給料表		11,720	37.3	16.7

(注) 1 再任用職員は含まれていない(以下第9表までにおいて同じ。)

2 全給料表欄の平均経験年数には、特定任期付職員及び任期付研究員は含まれていない。

3 教育職給料表(一)は大学に勤務する職員、教育職給料表(二)は高等学校、義務教育学校、中学校、小学校等に勤務する職員である(第2表、第9表及び第10表において同じ。)

第2表 職員の給料表別、学歴別及び性別人員構成比

(平成30年人事統計に関する報告)

区分 給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
	%	%	%	%	%	%	%
全給料表	100.0	73.2	9.3	17.5	0.0	59.4	40.6
行政職給料表	100.0	58.5	13.1	28.4	0.0	61.4	38.6
研究職給料表	100.0	98.8	1.0	0.2	-	73.4	26.6
医療職給料表(一)	100.0	100.0	-	-	-	57.9	42.1
医療職給料表(二)	100.0	74.2	25.8	-	-	33.2	66.8
医療職給料表(三)	100.0	67.2	32.3	0.5	-	5.9	94.1
海事職給料表	100.0	8.9	57.8	33.3	-	97.8	2.2
福祉職給料表	100.0	67.9	28.4	3.7	-	34.6	65.4
特定任期付職員給料表	100.0	100.0	-	-	-	75.0	25.0
第1号任期付研究員給料表	-	-	-	-	-	-	-
第2号任期付研究員給料表	-	-	-	-	-	-	-
教育職給料表(一)	100.0	75.0	22.5	2.5	-	35.0	65.0
教育職給料表(二)	100.0	90.1	9.6	0.3	-	47.7	52.3
公安職給料表	100.0	40.3	4.2	55.4	0.1	90.2	9.8

(注) 大学卒には修士課程及び博士課程修了者を、短大卒には高等専門学校卒業者を含む。

第3表 職員の平均給与月額等

職員の区分	年月	職員数	平均年齢	平均経験年数		
					給料の月額	扶養手当
	年月	人	歳	年	円	円
一般職員	29.4	10,349	40.7	18.8	320,533	6,498
	30.4	10,584	40.2	18.2	315,206	6,520
うち 行政職員	29.4	9,024	40.6	18.9	317,518	6,578
	30.4	9,262	40.1	18.4	311,991	6,590
教育職員	29.4	30,760	41.3	18.7	358,089	5,914
	30.4	30,537	40.8	17.9	355,440	6,144
警察官	29.4	11,736	37.5	17.0	321,204	10,344
	30.4	11,720	37.3	16.7	320,156	10,425
計	29.4	52,845	40.3	18.3	342,542	7,013
	30.4	52,841	39.9	17.7	339,555	7,169

- (注) 1 行政職員とは行政職給料表の適用を受ける職員を、教育職員とは教育職給料表の適用を受ける職員を、警察職員をいう(本年度の新規学卒の採用者を含む)。
- 2 平均給与月額については、民間給与との比較の対象としているものであり、通勤手当及び時間外勤務手当等
- 3 給料の月額には、給料の調整額、教職調整額及び給料表の切替えに伴う経過措置額が含まれており、その

(平成30年人事統計に関する報告)

平 均 給 与 月 額					
管理職手当	地域手当	住居手当	その他	合 計	対前年同月比
円	円	円	円	円	%
9,906	30,485	5,969	1,786	375,177	
9,748	30,641	6,199	1,675	369,989	98.6
10,087	30,162	5,839	1,598	371,782	
9,916	30,295	6,073	1,493	366,358	98.5
5,080	33,232	6,076	6,136	414,527	
5,127	33,752	6,264	6,078	412,805	99.6
2,044	30,039	4,089	399	368,119	
2,096	30,622	4,306	390	367,995	100.0
5,351	31,985	5,614	4,010	396,515	
5,380	32,434	5,817	3,935	394,290	99.4

察官とは公安職給料表の適用を受ける職員をいい、一般職員とは教育職員及び警察官以外の

の勤務した実績に応じて支給される手当は含まない。

他は、初任給調整手当、単身赴任手当(基礎額)等である。

第4表 職員の扶養手当の支給状況

(平成30年人事統計に関する報告)

扶養親族数	該当職員数	配偶者を有する者		配偶者を有しない者
		配偶者に対する扶養手当を受けている者	配偶者に対する扶養手当を受けていない者	
1人	7,419 人	2,880 人	3,909 人	630 人
2人	6,580	2,753	3,600	227
3人	4,190	3,169	981	40
4人	1,021	902	112	7
5人	113	101	12	0
6人以上	19	17	2	0
計	19,342	9,822	8,616	904

手当受給者1人当たり 平均手当月額	19,584円
----------------------	---------

(注) この表でいう扶養親族は、扶養手当の支給対象となっているものである。

第5表 職員の管理職手当の支給状況

(平成30年人事統計に関する報告)

区分 組織	一種	二種	三種	四種	五種	六種	七種	八種	受給者計	手当受給者 1人当たり平均 手当月額
	知事部局	部長	次長	課長	副課長 主幹			主席 研究員		
教育委員会	教育次長 部長	次長	課長	副課長 主幹 校長	副校長	教頭	県立学 校の事 務主幹	県立学 校の 事務長		
警察本部		参事官	課長 警察署長	管理官 副署長						
受給者	人 25	人 155	人 366	人 2,118	人 34	人 1,296	人 89	人 141	人 4,224	円 67,305

(注) 1 組織、職名については、主なものを記載している。

2 警察本部の職員のうち、警視正以上の職員については、国家公務員であるため含まれない。

第6表 職員の単身赴任手当の支給状況

(平成30年人事統計に関する報告)

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離											受給者計	手当受給者1 人当たり平均 手当月額	
	100km 未満	100km 以上 300km 未満	300km 以上 500km 未満	500km 以上 700km 未満	700km 以上 900km 未満	900km 以上 1100km 未満	1100km 以上 1300km 未満	1300km 以上 1500km 未満	1500km 以上 2000km 未満	2000km 以上 2500km 未満	2500km 以上			
受給者	人 146	人 12	人 0	人 4	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 162	円 31,185

第7表 職員の住居手当の支給状況

(平成30年人事統計に関する報告)

区 分		受 給 者 数
受 給 者 計		11,792 人
手当月額		
11,000円未満の受給者		3
11,000円以上27,000円未満の受給者		2,988
27,000円の受給者		8,801
手当受給者1人当たり平均手当月額		26,062 円

単身赴任者の配偶者の 居住する借家・借間	受 給 者	手当受給者1人当たり平 均手当月額
	4人	13,500 円

第8表 職員の通勤手当の支給状況

(平成30年人事統計に関する報告)

区 分		職 員 数
受 給 者	交通機関等のみ利用者	12,884 人
	交通用具のみ使用者	33,617
	交通機関等・交通用具併用者	1,371
	小 計	47,872
非 受 給 者		4,969
計		52,841
手当受給者1人当たり平均手当月額		10,749 円
交通用具のみ使用者1人当たり平均手当月額		9,285

第9表 職員の給料表別、級別、号給別人員分布、平均給料月額及び平均年齢

行政職給料表

(他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用)

(平成30年人事統計に関する報告)

職務の級 標準的な 職務	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号給	主事・技師	主事・技師	副主査	係長・主査	班長・ 副主幹	副課長・ 主幹	課長	次長	担当部長	部長
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1										
2										3
3										2
4										1
5										1
6										
7										
8		1								
9	63	1					1			
10	7	2								
11	3	77	1							
12		30								
13	67	7	3							
14	5	9	4						2	
15	13	59	52						2	
16	3	30	21						8	
17	62	33	3						1	
18	2	18	7							
19	61	74	10						1	
20	12	42	14							
21	40	49	7							1
22	7	19	44							
23	63	66	30							
24	12	45	11	1						
25	9	56	9				1			
26	2	29	58				2	6		
27	106	78	24					3		
28	35	44	46	4				1		
29	138	35	22	4			2	2		
30	6	23	60	3				7		
31	90	38	38					5		
32	27	27	28	11			2	11		
33	146	54	14	5			17	14		
34	25	23	18	13			16	7		
35	65	28	23	11			15	6		
36	16	14	54	18			23	1		
37	60	24	36	14			23	3		
38	18	18	42	14			18	3		
39	125	13	27	29	2		6	1		
40	43	9	36	29	6		13			
41	102	9	40	21	3		13			
42	20	8	46	30	1		10	1		
43	37	3	28	32	4		7	1		
44	21	4	38	29	4		6			
45	73		16	20	2		8			
46	37	4	43	17	4		5			
47	46	6	22	36	4	3	7			
48	39	2	33	34	5	5	5			
49	56		17	20	5	3				
50	16	1	33	18	11	4	5			
51	24		15	28	13	2	3			
52	13	1	20	25	6	14				
53	19		9	29	14	32	2			
54	14		10	30	19	58				
55	14	2	21	25	11	63	2			
56	16		7	28	9	41	1			
57	13	1	6	25	26	25	1			
58	11	1	10	31	33	50	1			
59	25	1	17	36	17	36	2			
60	8		10	32	9	34				
61	12		5	43	19	17	13			
62	10		2	64	28	25				
63	6	1	12	38	36	32				
64	7		5	37	30	17				
65	4		8	43	14	20				
66	6		6	69	26	26				
67	9		1	29	60	25				
68	6		4	24	49	19				
69	4		19	37	29	12				
70	4		4	60	23	9				
71	5		3	17	51	16				
72	3		7	14	37	12				

職務の級 標準的な 職務	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	
号給	主事・技師	主事・技師	副主査	係長・主査	班長・ 副主幹	副課長・ 主幹	課長	次長	担当部長	部長	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
73			11	27	26	7					
74	2		7	23	21	13					
75	2			29	22	10					
76	2		2	15	47	17					
77	1		6	21	35	24					
78	1			19	32	37					
79			1	29	37	32					
80	3			15	64	30					
81	1		2	13	42	31					
82	1			20	39	24					
83	2			30	41	20					
84	1			9	53	26					
85	1			22	57	52					
86	1			10	45						
87				23	59						
88	1			12	52						
89				16	61						
90				12	60						
91	1			26	43						
92			1	12	58						
93	8			10	404						
94				9							
95				14							
96				11							
97				55							
98											
99			1								
100											
101											
102											
103											
104											
105											
106											
107											
108											
109											
110											
111											
112											
113											
114											
115											
116											
117											
118											
119											
120											
121											
122											
123											
124											
125											
											全 級
人員計	2,039	1,119	1,290	1,659	1,908	923	230	72	14	8	9,262
級別構成比	22.0%	12.1%	13.9%	17.9%	20.6%	10.0%	2.5%	0.8%	0.1%	0.1%	100.0%
平均給料月額	193,937	231,804	289,588	362,474	387,860	404,947	433,464	461,183	500,221	531,275	311,779
平均年齢	24.9	29.8	36.3	45.4	51.3	53.3	54.6	57.1	56.2	57.6	40.1

(注) 1 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員0の号給は空欄とした。

2 人員計1の号給は空欄とした。

3 上記1、2の注は、以下第9表の各表において同じである。

公安職給料表 (警察官である職員に適用)

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	巡査	巡査長	主任	係長	課長補佐	課長代理	課長・ 副署長	課長・署長	部長・ 参事官
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4				1					
5									
6									
7									
8									
9								1	
10									
11									
12									
13	135								
14	35								
15	47								
16	132		1						
17	40			1					
18	28		1						
19	19								
20	95		2						
21	17		2	1					
22	27		5						
23	17	1	2						
24	105	1	7						
25	20	2	4	1					
26	34	27	6	1					
27	29	37	3						
28	127	166	18						
29	173	36	2						
30	54	59	24	1					
31	41	40	6		1				
32	246	214	27	2					
33	35	63	17		1			1	
34	38	71	28	4	2				
35	14	47	25						11
36	15	212	75	6	2				
37	9	55	38	5					4
38	9	68	65	10					2
39	5	71	48	4	1				
40	5	147	77	7	5				5
41	2	57	35	5	1				2
42	3	75	89	11	6				3
43	3	42	44	3	2				7
44	8	116	99	13	5				2
45		44	36	4	2				32
46	3	42	87	18	6				
47	3	24	25	8	5				
48	3	30	72	15	9				
49	1	17	39	8	2				
50	3	14	74	19	4	1		2	
51		9	34	11	5			1	
52	3	8	83	29	10			14	
53	2	5	39	14	8			19	
54		10	69	30	10	1		7	
55	1	12	36	27	7	3	1	12	
56	1	9	78	48	8	2	5	4	
57		3	40	32	6	1	7	9	
58	2	3	64	56	6	3	5	3	
59		7	55	31	4	2	14		
60	2	4	96	70	12	1	10	6	
61		2	46	47	13	4	11	46	
62		3	88	71	10	9	4		
63	1	1	55	46	14	5	9		
64		1	85	68	17	6	4		
65		1	42	50	28	3	6		
66			99	79	28	5	1		
67		3	30	54	18	9	10		
68		2	79	63	36	14	4		
69	1		63	61	30	3	10		
70			66	63	43	5	1		
71			49	39	28	7	7		
72			64	64	37	5	2		
73			35	59	34	5	5		
74			47	66	29	7	3		
75			29	42	18	7	3		
76			51	65	21	9	3		

職務の級 標準的な 職務	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	
	巡査	巡査長	主任	係長	課長補佐	課長代理	課長・ 副署長	課長・署長	部長・ 参事官	
身給	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
77			16	43	31	10	1			
78			32	47	24	11	5			
79			11	32	15	5	3			
80			24	55	17	4	1			
81			16	47	23	8	2			
82			15	56	11	7	1			
83			8	38	25	5	10			
84			12	45	22	7	3			
85			5	55	15	5	42			
86			6	37	20	7				
87			5	34	18	9				
88			2	37	28	27				
89			4	32	11	13				
90			1	35	20	15				
91			2	35	20	39				
92			3	32	18	20				
93				37	24	160				
94				21	23					
95			2	33	25					
96			2	26	27					
97				33	355					
98				36						
99				40						
100				15						
101			1	26						
102			1	24						
103				26						
104				26						
105			1	16						
106				17						
107				13						
108				17						
109				23						
110				20						
111				17						
112				17						
113				20						
114				18						
115				23						
116				23						
117				18						
118				25						
119				31						
120				38						
121				35						
122				48						
123				50						
124				41						
125				385						
126										
127										
128										
129										
130										
131										
132										
133										
134										
135										
136										
137										
138										
139										
140										
141										
142										
143										
144										
145										
										全級
人員計	人 1,593	人 1,861	人 2,774	人 3,331	人 1,306	人 469	人 193	人 125	人 68	人 11,720
級別構成比	% 13.6	% 15.9	% 23.7	% 28.4	% 11.1	% 4.0	% 1.6	% 1.1	% 0.6	% 100.0
平均給料月額	円 212,094	円 248,107	円 291,963	円 370,980	円 409,069	円 422,291	円 436,430	円 452,711	円 474,751	円 320,020
平均年齢	歳 21.8	歳 26.9	歳 33.5	歳 44.3	歳 50.5	歳 51.7	歳 54.2	歳 54.6	歳 57.3	歳 37.3

教育職給料表(一) (大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で
人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な 職務 身給	1級	2級	3級	4級
	助教	講師	准教授	教授
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22		1		
23				
24				
25		1		2
26				
27				
28				
29	1			
30				
31				
32				
33	1			
34			2	
35	1			
36				
37				1
38				1
39				
40				
41				1
42		1	1	1
43				
44				
45	1			1
46	2	3		1
47				2
48				
49	1			2
50			1	1
51	1	1		1
52	1			1
53		1		2
54		1	1	
55			2	2
56	1		1	1
57	1			3
58				
59	1	1	1	1
60				
61	1		2	
62		1		
63	1		1	
64			1	
65				
66		1	1	
67	1	2		
68	1	1	1	

職務の級 標準的な 職務 身給	1 級	2 級	3 級	4 級	
	助教	講師	准教授	教授	
69	人	人	人	人	
70	2	2			
71			1		
72					
73					
74					
75					
76					
77		1	1		
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84		1			
85					
86					
87					
88					
89			1		
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97		1			
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
					全 級
人員計	人 18	人 20	人 18	人 24	人 80
級別構成比	% 22.5	% 25.0	% 22.5	% 30.0	% 100.0
平均給料月額	円 319,983	円 388,735	円 429,361	円 504,475	円 417,129
平均年齢	歳 39.9	歳 46.6	歳 49.8	歳 57.7	歳 49.1

教育職給料表(二)

(高等学校、義務教育学校、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職級の級 標準的な職務 支給	1級	2級	3級	4級	5級
	助教諭・実習助手	教諭	主幹教諭	副校長・教頭	校長
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5	2				
6					
7		2			
8					
9	1	5			
10					
11	1	2			
12					
13		8			
14					
15	4	3			
16					
17		399			
18	1	1			
19		71			
20	1	13			
21	2	182			3
22		4			21
23		450			112
24	1	28			194
25	4	163			167
26	1	24			158
27	1	590			97
28	1	41			30
29		197			43
30		68			52
31	3	645			41
32	1	56			35
33		219			30
34		106			28
35	2	698			19
36		53			7
37	7	235	2		6
38	3	154	2		10
39	8	689			10
40	1	80			28
41	4	250	1		14
42	3	157	1		21
43	8	675			14
44	1	109	2		8
45	9	221			8
46	3	154	2		1
47	9	687			
48		110	4		
49		23	1		1
50	1	31	3		
51	2	61	1		
52	3	277	1		
53	12	151			
54	4	641			
55	2	141	2	1	
56	4	238	1		
57	7	152	1		
58	6	441	2		
59	3	114	3		
60	7	265	2		
61	4	135	2	1	
62	2	370	1	2	
63	8	54	2		
64	9	71	1	1	
65		113		1	
66	1	266		2	
67		175		5	
68	5	382		4	
69	3	20		2	
70	3	33	3	8	
71	4	137	2	13	
72	11	252	1	9	
73	2	137	1	18	
74	8	373	2	14	
75	3	143		23	
76	6	205	2	22	
77		147		32	
78		309	1	144	
79		129	1	75	
80	2	221		43	
81	6	181	2	46	
82	4	280	2	149	
83	6	122	4	63	
84	4	162		59	

職務の級 標準的な 職務 身給	1級	2級	3級	4級	5級	全級
	助教諭・実習助手	教諭	主幹教諭	副校長・教頭	校長	
	人	人	人	人	人	人
85	2	132	1	42		
86	4	243	1	118		
87	3	133		88		
88		160	2	62		
89	1	18	2	62		
90		18	1	65		
91	1	150		53		
92	1	196		35		
93	1	116	7	24		
94	3	163	10	18		
95		124	19	13		
96	2	189	26	9		
97	2	108	20	6		
98	1	152	10	9		
99	1	108	10	2		
100	1	154	8	2		
101		11	16			
102		8	10			
103		5	12			
104	1	90	6			
105	4	130	5			
106	2	100	1			
107	1	120				
108	2	83	1			
109		101				
110	1	80				
111	3	121				
112	2	85				
113		91				
114		96				
115		86				
116	2	80				
117	2	68				
118	3	81				
119	2	102				
120	1	80				
121		76				
122	1	102				
123	2	108				
124	2	149				
125		71				
126		131				
127		70				
128	2	109				
129	2	104				
130	3	92				
131	1	114				
132		119				
133	2	145				
134	2	148				
135	2	138				
136		194				
137		2				
138	1	238				
139		202				
140	1	320				
141		345				
142		392				
143		612				
144	1	614				
145		646				
146		1126				
147		1036				
148		593				
149		888				
150		152				
151		26				
152		34				
153		16				
154		5				
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161	3	29				
人員計	299	27,429	226	1,345	1,158	30,457
級別構成比	1.0%	90.1%	0.7%	4.4%	3.8%	100.0%
平均給料月額	266,213円	333,115円	402,909円	426,434円	442,035円	341,238円
平均年齢	33.9歳	39.5歳	50.9歳	52.7歳	57.0歳	40.8歳

(注) 平均給料月額には、給料表の備考欄による加算額及び給料表の切替えに伴う経過措置額を含む。

研究職給料表 (研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な 職務 号給	1級 技師	2級 研究員	3級 上席研究員	4級 次長・主席研究員・ 主任上席研究員	5級 所長
1	人				
2					
3					
4					
5		2			
6		2			
7		1	1		
8			1		
9		2	1		
10					
11					
12					
13		3			
14			4		
15		1	2		
16			1		
17		2			
18		1	4		
19		1	3		
20		2			
21		1	1		
22			4		
23		6	4		
24		1			
25		2	2		
26		2	3		
27		3	1		
28		7	3		
29		4	1		
30		1	1		
31		3			
32		1	7		
33			5		
34		1	2		2
35		6			3
36		5	3		1
37		4	2		
38			2		
39		3	1		
40		3	3		
41			5		
42			3		
43		3	1	1	
44		1	3	1	
45		1	2		
46			2	3	
47		1	1	1	
48			2	2	
49			1	1	
50			3	1	
51			1	1	
52				1	
53		1	1	1	
54			2	1	
55			2	1	
56			1	1	
57			1	4	
58			3	1	
59			3	2	
60				2	
61			2	6	
62			1	2	
63			2	1	
64			1		
65				3	
66			4	6	
67			1	6	
68		1	2	4	

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	全級
	技師	研究員	上席研究員	次長・主席研究員・ 主任上席研究員	所長	
69	人	人	人	人	人	
70		1		5		
71			2	4		
72				3		
73				6		
74			1	3		
75			2	5		
76			1	10		
77			1	7		
78				9		
79				8		
80				16		
81			2	16		
82				52		
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89			1			
90						
91						
92						
93						
94						
95	1					
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121	1					
人員計	人 2	人 79	人 122	人 197	人 6	人 406
級別構成比	% 0.5	% 19.5	% 30.0	% 48.5	% 1.5	% 100.0
平均給料月額	円 292,900	円 258,141	円 354,202	円 437,613	円 474,917	円 377,465
平均年齢	歳 52.5	歳 29.2	歳 38.8	歳 52.9	歳 58.5	歳 44.2

医療職給料表（一）（保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用）

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級
	医師	主任医師	センター長	センター長
1	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				1
48				
49			1	
50				
51				
52				
53				2
54				
55				1
56				1
57				2
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	全級
	医師	主任医師	センター長	センター長	
65	人	人	人	人	
66			1	3	
67					
68					
69					
70					
71					
72			2		
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83			1		
84					
85					
86					
87					
88					
89			2		
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
人員計	人 1	人 1	人 7	人 10	人 19
級別構成比	% 5.3	% 5.3	% 36.8	% 52.6	% 100.0
平均給料月額	円 X	円 X	円 527,657	円 564,400	円 533,526
平均年齢	歳 X	歳 X	歳 53.9	歳 59.0	歳 54.5

(注) Xの箇所については適用人員が1名であるため、記載しない。

医療職給料表(二)

(保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な 職務	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給	技師	技師	主任技師	専門員	上席専門員	次長・課長	所長	所長
	人	人	人	人	人	人	人	人
1								
2								
3								
4								
5		2						
6								
7								
8								
9		1						
10								
11								
12								
13								
14								
15		6						
16		1						
17		8						
18								
19		10						
20								
21		6						
22		1						
23	3	11						
24		1	1					
25		4						
26		2	1	2				
27	2	17	2	1				
28	1	2	2	1	1			
29	3	3	1					
30		2	2	3				
31		10	3	2				
32		2		3				
33	1	2		2				
34		2	7		3			
35	2	8	2	1	1			
36		2		8	2			
37		3		2	1			
38		6	7	3	1			
39		13	4	2				
40				7	1			
41		3	1	2	1	3		
42		1		3	1	1		
43		5	1	1	3			
44		1	1	4	2	2		
45	1	2	1	3		1		
46		2						
47	2	3		3	2			
48	1			3	2			
49		1		2	5	1		
50		1	1	1	1	1		
51		6	1	4	1			
52		1		4		1		
53		1	1	2				
54		2	2	2	2			
55		2		2	2			
56		1	1	1	2			
57			1		2	3		
58				2	1			
59				1	5			
60				1	1	1		
61			1		1	2		
62						2		
63				1	4	3		
64		1		2	3			

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	全級
	技師	技師	主任技師	専門員	上席専門員	次長・課長	所長	所長	
65	人	人	人	人	人	人	人	人	
66			2	1	1	5			
67		2			2	3			
68		1		2		3			
69						8			
70		2	1		3	7			
71					1	3			
72				1		4			
73					1	6			
74					1				
75					1				
76									
77					2				
78					1				
79									
80									
81					1				
82					1				
83					1				
84					1				
85					1				
86									
87									
88									
89									
90									
91									
92									
93									
94									
95									
96									
97									
98									
99									
100									
101									
102									
103									
104									
105		1							
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113									
人員計	16人	164人	47人	87人	69人	115人	1人	1人	500人
級別構成比	3.2%	32.8%	9.4%	17.4%	13.8%	23.0%	0.2%	0.2%	100.0%
平均給料月額	198,488円	233,096円	276,413円	313,169円	368,719円	406,337円	X円	X円	309,390円
平均年齢	25.2歳	29.9歳	35.1歳	38.5歳	44.6歳	53.1歳	X歳	X歳	39.2歳

(注) Xの箇所については適用人員が1名であるため、記載しない。

医療職給料表(三) (保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な職務 另給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	准看護師	保健師・看護師	主任保健師・主任看護師	主査	副主幹	課長	課長
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17		4					
18							
19							
20							
21							
22		1					
23							
24							
25		1		1			
26			1				
27		2		1			
28		2					
29		1					
30				3			
31		2		1			
32							
33		1	1				
34		1	2	1			
35		1	1	1			
36		1		1			
37		1		1			
38			1				
39		4	1				
40			1	2			
41							
42			2				
43		1			1		
44		3			1		
45			1				
46							
47		4	1				
48		1			3		
49		1	1			3	
50							
51		1	1			1	
52				1			
53		1					
54		1					
55		6			1		
56					1		
57			1				
58		2		2			
59		1	2	1			
60							
61		1	1				
62		1			2		
63		2			1		
64					2		
65		1			2		
66						1	
67		1					
68		1					
69		1					
70							
71		1			1		
72			1	2			
73		1					
74					1		
75		1			3		
76		2			2		
77					1		
78			1				
79				1		1	
80						1	

職務の級 標準的な職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	全級
	准看護師 人	保健師・看護師 人	主任保健師・ 主任看護師 人	主査 人	副主幹 人	課長 人	課長 人	
81								
82					2			
83								
84				2	1			
85				1	1			
86		1	1					
87			1			3		
88		1				2		
89		1		1		1		
90		2				2		
91		1				5		
92						2		
93				1	25			
94				1				
95								
96				1				
97								
98				1				
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106		1						
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
114								
115								
116								
117								
118								
119								
120								
121								
122								
123								
124								
125								
126								
127								
128								
129								
130								
131								
132								
133								
134								
135								
136								
137								
138								
139								
140								
141								
142								
143								
144								
145								
146								
147								
148								
149								
150								
151								
152								
153								
154								
155								
156								
157								
人員計	- 人	64 人	22 人	50 人	45 人	5 人	- 人	186 人
級別構成比	- %	34.4 %	11.8 %	26.9 %	24.2 %	2.7 %	- %	100.0 %
平均給料月額	- 円	262,131 円	298,973 円	336,074 円	391,133 円	419,040 円	- 円	321,794 円
平均年齢	- 歳	33.6 歳	37.8 歳	42.2 歳	53.9 歳	54.4 歳	- 歳	41.9 歳

海事職給料表

(船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

身給	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	標準的な職務	航海士・機関士	一等航海士・一等機関士	一等航海士・一等機関士	船長・機関長	船長・機関長
1		人	人	人	人	人
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11			1			
12						
13		1				
14						
15		1				
16						
17			2			
18						
19						
20						
21			1			
22						
23		1				
24						
25			1		1	
26			1			
27						
28						
29						
30						
31			1			
32			1		1	
33				1		
34						
35						
36						
37					1	
38						
39					1	
40						
41						
42				1		
43					2	
44						
45						
46					1	
47						
48					2	
49						
50						
51					2	
52						
53						
54					1	
55						
56						
57						
58						
59				1		
60						
61						
62						
63						
64						

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	
	航海士・機関士	一等航海士・一等機関士	一等航海士・一等機関士	船長・機関長	船長・機関長	
65	人	人	人	人	人	
66				1		
67				1		
68						
69				1		
70				1		
71				1		
72						
73						
74						
75				1		
76				1		
77						
78						
79				1		
80						
81						
82						
83				1		
84						
85						
86						
87				1		
88				2		
89				3		
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100			1			
101			2			
						全級
人員計	人 3	人 8	人 6	人 27	人 1	人 45
級別構成比	% 6.7	% 17.8	% 13.3	% 60.0	% 2.2	% 100.0
平均給料月額	円 209,933	円 265,188	円 363,100	円 415,274	円 X	円 368,693
平均年齢	歳 20.7	歳 29.3	歳 46.2	歳 47.3	歳 X	歳 42.4

(注) Xの箇所については適用人員が1名であるため、記載しない。

福祉職給料表

(児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	児童指導員・ 保育士	児童指導員・ 保育士	児童指導員・ 保育士	課長・上席児童指導 員・上席保育士	次長	次長
	人	人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15	4	2				
16						
17		1				
18						
19	1	2				
20						
21		6				
22		1	1			
23	4					
24						
25	17	1				
26		1				
27	4	2	1			
28						
29	3	1	1			
30						
31	3		1			
32		1				
33	3	2				
34	1	1	1			
35	4		1			
36		1	1			
37	3	1	1			
38	2	1	1			
39	1	1	1			
40	1	1				
41	1		1			
42	2					
43	1	1	1			
44	2	2	1	2		
45		1	1			
46			1			
47	1					
48					1	
49	2		2	1		
50			2	1		
51	1		1			
52	3			1		
53	1		1			
54	2	1				
55	4		1			
56		1	1			
57						
58	1					
59	1	1				
60						
61						
62			1			
63						
64						
65	1				1	
66	2					
67			1		1	
68						
69						
70						
71						
72						
73						
74						
75						
76						
77					1	
78					2	
79						
80					3	

職務の級 標準的な 職務	1級	2級	3級	4級	5級	6級	全級
	児童指導員・ 保育士	児童指導員・ 保育士	児童指導員・ 保育士	課長・上席児童指導 員・上席保育士	次長	次長	
身給	人	人	人	人	人	人	人
81				1			
82				1			
83							
84							
85				2			
86							
87							
88				2			
89							
90							
91							
92							
93				2			
94							
95							
96							
97				8			
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
人員計	76 人	33 人	23 人	30 人	- 人	- 人	162 人
級別構成比	46.9 %	20.4 %	14.2 %	18.5 %	- %	- %	100.0 %
平均給料月額	205,711 円	253,342 円	316,317 円	383,353 円	- 円	- 円	264,014 円
平均年齢	26.4 歳	30.3 歳	39.6 歳	51.2 歳	- 歳	- 歳	33.6 歳

特定任期付職員給料表

(高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する職員に適用)

号 給	人 員
1	人
2	1
3	
4	1
5	2
6	
7	
人員計	4

第1号任期付研究員給料表

(招へいされて高度の専門的な知識を必要とする研究業務に従事する職員に適用)

号 給	人 員
1	人
2	
3	
4	
5	
6	
人員計	0

第2号任期付研究員給料表

(先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力のかん養に資する研究業務に従事する職員に適用)

号 給	人 員
1	人
2	
3	
人員計	0

第10表 再任用職員の適用給料表別、級別人員

その1 フルタイム勤務職員

(平成30年人事統計に関する報告)

給料表		級											
		計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
一般職員	行政職給料表	人 260	人	人	人 8	人 115	人 133	人 4					
	研究職給料表	17			3	14							
	医療職給料表(二)	13				2	7	4					
	医療職給料表(三)	2				1	1						
	海事職給料表	6				6							
	福祉職給料表	4			2	2							
教育職員	教育職給料表(二)	1,345	1	1,344									
警察官	公安職給料表	110				25	50	31	2	2			
給料表計		1,757											
60歳		627											
61歳		490											
62歳		319											
63歳		192											
64歳		129											

(注) 該当人員0の級は空欄とした(その2において同じ。)

その2 短時間勤務職員

(平成30年人事統計に関する報告)

給料表		級										
		計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
一般職員	行政職給料表	人 258	人	人	人 8	人 97	人 153	人	人	人	人	人
	研究職給料表	11			2	9						
	医療職給料表(二)	11				1	3	7				
	医療職給料表(三)	2				2						
	海事職給料表	0										
	福祉職給料表	0										
教育職員	教育職給料表(二)	1,008		1,008								
警察官	公安職給料表	0										
給料表計		1,290										
60歳		155										
61歳		237										
62歳		293										
63歳		291										
64歳		314										

平成30年職種別民間給与実態調査
(民間給与関係)

第11表 産業別、企業規模別調査事業所数

(平成30年職種別民間給与実態調査)

企業規模 産業	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
		事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産業計	344	62	50	53	124	55
農業, 林業, 漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業, 採石業, 砂利採取業, 建設業	23	2	6	3	10	2
製造業	120	11	15	19	52	23
電気・ガス・熱供給・水道業, 情報通信業, 運輸業, 郵便業	77	13	7	16	28	13
卸売業, 小売業	24	4	6	5	6	3
金融業, 保険業, 不動産業, 物品賃貸業	13	5	1	—	6	1
教育, 学習支援業, 医療, 福祉, サービス業	87	27	15	10	22	13

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が4所、調査不能の事業所が38所あった。
 2 調査対象事業所386所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所4所を除いた382所に占める調査完了事業所344所の割合(調査完了率)は、90.1%。
 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究, 専門・技術サービス業」、「宿泊業, 飲食サービス業」、「生活関連サービス業, 娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

第12表 民間における初任給の改定状況

(平成30年職種別民間給与実態調査)

項目 学歴	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
		増額	据置き	減額	
大学卒	25.1 %	(35.9) %	(63.3) %	(0.8) %	74.9 %
高校卒	10.9	(41.3)	(56.9)	(1.8)	89.1

(注) ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第13表 職種別、学歴別初任給

(平成30年職種別民間給与実態調査)

職 種	学 歴	初 任 給
新卒事務員・技術者計	大 学 卒	203,988 円
	短 大 卒	184,798
	高 校 卒	166,692
新 卒 事 務 員	大 学 卒	203,440
	短 大 卒 ※	177,689
	高 校 卒	167,628
新 卒 技 術 者	大 学 卒	205,520
	短 大 卒 ※	189,284
	高 校 卒	165,473
新 卒 研 究 員	大 学 卒 ※	206,029
新 卒 研 究 補 助 員	短 大 卒	X
	高 校 卒	X
新 卒 大 学 助 教	大 学 卒	—
新 卒 高 等 学 校 教 諭	大 学 卒	—
準 新 卒 医 師	大 学 卒	X
準 新 卒 薬 剤 師	大 学 卒 ※	219,409
準新卒診療放射線技師	養 成 所 卒	—
新 卒 栄 養 士	短 大 卒	—
準 新 卒 看 護 師	養 成 所 卒 ※	214,091
準 新 卒 准 看 護 師	養 成 所 卒	X

- (注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。
- 2 「準新卒」とは、平成29年度中に資格免許を取得し、平成30年4月までの間に採用された場合をいう。
 なお、医師については、平成27年3月大学卒業後、平成27年度中に免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、平成30年4月までの間に採用された者に限っている。
- 3 「X」は、調査事業所が1事業所の場合である。
- 4 「※」は、調査事業所が10事業所以下であることを示す。

第14表 民間における家族手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況及び配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

(平成30年職種別民間給与実態調査)

家族手当 制度がある	配偶者に 家族手当を 支給する	配偶者に対する 家族手当を見直 す予定又は見直 すことについて 検討中	税制及び社会保 障制度の見直し の動向等によっ ては見直すこと を検討する	配偶者に対する 家族手当を見直 す予定がない (検討も行って いない)
%	%	%	%	%
79.4	(87.3)	[16.4]	[9.3]	[73.9]

(注) 1 () 内は、家族手当制度がある事業所を100とした場合である。

2 [] 内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

その2 扶養家族の構成別支給月額

(平成30年職種別民間給与実態調査)

扶 養 家 族 の 構 成	支 給 月 額
配 偶 者	13,185 円
配 偶 者 と 子 1 人	18,937
配 偶 者 と 子 2 人	24,258

(注) 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について算出した。

備考 本県職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、子については1人につき10,000円、子以外については1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第15表 民間における住宅手当の支給状況

(平成30年職種別民間給与実態調査)

支 給 の 有 無	事 業 所 割 合
支 給 す る	56.6 %
支 給 し ない	43.4
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額最高支給額の平均額	27,029 円

備考 本県職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第16表 民間における特別給の支給状況

(平成30年職種別民間給与実態調査)

項 目		支 給 額 等
平均所定内給与月額	下半期 (A 1)	375,259 円
	上半期 (A 2)	377,179
特別給の支給額	下半期 (B 1)	839,136
	上半期 (B 2)	836,546
特別給の支給割合	下半期 (B 1 / A 1)	2.24 月分
	上半期 (B 2 / A 2)	2.21
	年 間	4.45

(注) 下半期とは平成29年8月から平成30年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

備考 本県職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.40月である。

第17表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(平成30年職種別民間給与実態調査)

部長級 (非役員)		課長級		係 員	
一定率 (額) 分	考課査定分	一定率 (額) 分	考課査定分	一定率 (額) 分	考課査定分
46.4 %	53.6 %	47.7 %	52.3 %	56.2 %	43.8 %

第18表 民間における給与改定の状況

(平成30年職種別民間給与実態調査)

役職段階	項目	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
		%	%	%	%
課長級		23.1	7.4	-	69.5
係員		29.8	6.5	-	63.7

(注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

第19表 民間における定期昇給制度の状況

(平成30年職種別民間給与実態調査)

役職段階	項目	定期昇給 制度あり	自動昇給	査定昇給	昇格昇給	定期昇給 制度なし
		%	%	%	%	%
課長級		89.5	36.9	70.6	44.0	10.5
係員		94.7	42.1	75.9	48.5	5.3

(注)1 定期昇給の有無が不明の事業所を除いて集計した。

2 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第20表 民間における定期昇給の実施状況

(平成30年職種別民間給与実態調査)

役職段階	項目	定期昇給 制度あり	定期昇給 実施			定期昇給 中止	定期昇給 制度なし	
			増額	減額	変化なし			
								%
課長級		87.6	85.4	18.6	4.5	62.3	2.2	12.4
係員		93.8	91.7	20.9	5.7	65.1	2.1	6.2

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第21表 企業規模別、職種別、学歴別民間給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計

(平成30年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	40	52.8	746,371	721	745,650	{ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	{ 本表 2 企業規模 500人以上、本表 3 企業規模 100人以上500人未満及び本表 4 企業規模50人以上100人未満の対応級欄参照
	大 学 卒	23	54.1	800,087	438	799,649		
	短 大 卒	3	49.8	623,495	0	623,495		
	高 校 卒	14	51.7	694,396	1,276	693,120		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	工 場 長	9	55.4	693,526	0	693,526	{ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	7	55.3	741,355	0	741,355		
	短 大 卒	X	X	X	X	X		
	高 校 卒	X	X	X	X	X		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 部 長	378	52.5	650,366	753	649,613	{ 2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	260	52.3	680,205	949	679,256		
	短 大 卒	27	52.2	577,334	28	577,306		
	高 校 卒	90	53.3	591,016	424	590,592		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	技 術 部 長	254	52.2	712,544	623	711,921	同 上	同 上
	大 学 卒	209	52.0	721,647	569	721,078		
	短 大 卒	18	53.6	725,933	2,009	723,924		
高 校 卒	27	52.1	614,855	5	614,850			
中 学 卒	—	—	—	—	—			
事 務 部 次 長	123	50.2	604,654	169	604,485	{ 上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職 (部長—課長間)	同 上	
大 学 卒	88	49.7	625,848	235	625,613			
短 大 卒	5	50.7	614,860	0	614,860			
高 校 卒	30	51.5	542,375	0	542,375			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

(注) 1 「X」は、調査実人員が1人の場合である(以下本表において同じ。)

2 「中間職(部長—課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう(以下本表において同じ。)

1 企業規模計

職 種 名		調 査 実 人 員	平 年 均 齢	きまっ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	47	52.7	648,897	1,541	647,356	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長―課長間）	本表 2 企業規模 500人以上、本表 3 企業規模 100人以上500人未満及び本表 4 企業規模50人以上100人未満の対応級欄参照
	大 学 卒	37	52.2	659,297	11	659,286		
	短 大 卒	X	X	X	X	X		
	高 校 卒	9	55.1	579,205	3,090	576,115		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務課長	713	48.6	586,692	5,570	581,122	2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同 上
	大 学 卒	464	48.1	606,015	3,983	602,032		
	短 大 卒	66	48.1	549,442	11,786	537,656		
	高 校 卒	180	50.2	540,328	8,143	532,185		
	中 学 卒	3	50.2	559,339	2,546	556,793		
	技術課長	671	48.5	582,761	7,775	574,986	同 上	同 上
	大 学 卒	455	48.3	594,181	5,411	588,770		
	短 大 卒	57	49.0	552,552	22,094	530,458		
	高 校 卒	159	49.1	552,711	10,922	541,789		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務課長代理	393	45.4	525,278	29,221	496,057	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長―係長間）	同 上
	大 学 卒	247	43.3	533,483	32,013	501,470		
	短 大 卒	46	46.8	470,521	31,812	438,709		
	高 校 卒	98	50.4	525,288	19,423	505,865		
	中 学 卒	2	57.4	484,869	94,632	390,237		
技術課長代理	270	45.4	558,938	26,634	532,304	同 上	同 上	
大 学 卒	208	44.6	566,178	22,743	543,435			
短 大 卒	28	47.3	540,817	35,259	505,558			
高 校 卒	33	49.0	527,790	47,407	480,383			
中 学 卒	X	X	X	X	X			

(注) 「中間職（課長―係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう（以下本表において同じ。）。

1 企業規模計

職 種 名		調 査 実 人 員	平 年 均 齢	きまっ て支 給す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係長	977	43.6	453,148	46,565	406,583	係の長及び係長級 専門職	本表2企業規模 500人以上、本 表3企業規模 100人以上500人 未満及び本表4 企業規模50人以 上100人未満の 対応級欄参照
	大学卒	517	40.9	457,929	44,025	413,904		
	短大卒	118	44.0	430,799	41,572	389,227		
	高校卒	338	48.8	454,081	53,765	400,316		
	中学卒	4	52.8	331,059	24,763	306,296		
	技術係長	564	44.1	513,178	51,379	461,799	同上	同上
	大学卒	317	41.6	512,677	45,455	467,222		
	短大卒	48	47.2	497,747	43,600	454,147		
	高校卒	199	49.0	518,812	67,260	451,552		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務主任	851	43.2	398,516	49,880	348,636	係長等のいる事業所にお ける主任 係長等のいない事業所 における主任のうち、課長 代理以上に直属し、部下 を有する者 係長等のいない事業所 において、職能資格等が上 記主任と同等と認められ る主任 中間職（係長—係員間）	同上
	大学卒	425	40.7	410,834	54,007	356,827		
	短大卒	114	44.3	380,615	34,280	346,335		
	高校卒	300	46.4	386,655	48,298	338,357		
	中学卒	12	47.4	397,095	80,865	316,230		
	技術主任	488	41.3	424,745	53,716	371,029	同上	同上
	大学卒	252	38.9	431,387	55,276	376,111		
	短大卒	52	43.2	392,670	46,521	346,149		
	高校卒	183	44.7	423,777	52,952	370,825		
	中学卒	X	X	X	X	X		
事務係員	3,182	35.6	322,736	38,350	284,386		同上	
大学卒	1,653	32.3	327,689	39,438	288,251			
短大卒	468	40.9	312,887	28,515	284,372			
高校卒	1,047	39.7	316,986	40,183	276,803			
中学卒	14	47.3	344,420	59,840	284,580			

(注) 「中間職（係長—係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間位置付けられる者をいう（以下本表において同じ。）。

1 企業規模計

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事務・技術関係職種	技術係員	2,098	32.7	341,881	50,579	291,302		{ 本表 2 企業規模 500人以上、本 表 3 企業規模 100人以上500人 未満及び本表 4 企業規模50人以 上100人未満の 対応級欄参照
	大 学 卒	1,099	31.7	350,528	51,646	298,882		
	短 大 卒	220	35.0	333,074	40,565	292,509		
	高 校 卒	772	33.4	332,571	51,692	280,879		
	中 学 卒	7	45.9	345,070	38,849	306,221		

2 企業規模500人以上

(平成30年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実 人 員	平 年 均 齢	き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	37	52.6	758,852	784	758,068	{ 構成員50人以上の 支店(社)の長 (取 締役兼任者を除 く。)	行政職 9級、10級
	大 学 卒	22	53.6	813,630	459	813,171		
	短 大 卒	X	X	X	X	X		
	高 校 卒	14	51.7	694,396	1,276	693,120		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	工 場 長	6	54.5	786,462	0	786,462	{ 構成員50人以上の 工場の長 (取締役 兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	6	54.5	786,462	0	786,462		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 部 長	192	52.3	713,220	148	713,072	{ 2課以上又は構成員 20人以上の部の 長 職能資格等が上記 部の長と同等と認 められる部の長及 び部長級専門職 (取締役兼任者を 除く。)	同 上
	大 学 卒	155	52.3	728,628	184	728,444		
	短 大 卒	9	53.3	612,534	0	612,534		
	高 校 卒	28	52.0	661,888	5	661,883		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技 術 部 長	201	52.2	738,078	672	737,406	同 上	同 上
	大 学 卒	169	52.0	746,574	572	746,002		
	短 大 卒	15	53.4	725,162	2,385	722,777		
	高 校 卒	17	52.3	641,662	8	641,654		
中 学 卒	—	—	—	—	—			
事 務 部 次 長	84	49.9	639,511	235	639,276	{ 上記部長に事故等の あるときの職務代行 者 職能資格等が上記部 の次長と同等と認め られる部の次長及び 部次長級専門職 中間職 (部長一課長 間)	同 上	
大 学 卒	71	49.5	643,325	283	643,042			
短 大 卒	2	50.0	726,531	0	726,531			
高 校 卒	11	52.2	611,796	0	611,796			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実 人 員	平 年 均 齢	き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	39	52.5	654,541	1,807	652,734	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長一課長間）	行政職 9級、10級
	大 学 卒	33	52.3	661,236	13	661,223		
	短 大 卒	X	X	X	X	X		
	高 校 卒	5	54.1	555,109	5,722	549,387		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務課長	512	48.5	610,924	4,618	606,306	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職 7級、8級
	大 学 卒	368	48.2	621,676	3,283	618,393		
	短 大 卒	34	47.2	607,890	14,461	593,429		
	高 校 卒	109	50.6	563,819	6,629	557,190		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	技術課長	489	48.5	607,790	8,842	598,948	同 上	同 上
	大 学 卒	360	48.3	615,317	5,793	609,524		
	短 大 卒	35	49.1	577,666	26,019	551,647		
	高 校 卒	94	49.5	582,270	17,003	565,267		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務課長代理	324	45.4	540,215	29,774	510,441	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）	行政職 5級、6級
	大 学 卒	210	43.5	541,588	32,072	509,516		
	短 大 卒	36	46.5	487,289	33,580	453,709		
	高 校 卒	78	51.0	556,976	21,163	535,813		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
技術課長代理	169	44.8	581,520	17,616	563,904	同 上	同 上	
大 学 卒	152	44.3	581,891	18,596	563,295			
短 大 卒	7	46.3	542,452	21,449	521,003			
高 校 卒	10	51.9	602,390	398	601,992			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実 人 員	平 年 均 齢	きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 技 術 関 係 職 種	事 務 係 長	674	43.3	471,206	47,984	423,222	係の長及び係長級 専門職	行政職 3級、4級
	大 学 卒	381	40.5	468,578	43,502	425,076		
	短 大 卒	77	43.7	441,403	43,092	398,311		
	高 校 卒	215	49.8	491,534	61,217	430,317		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	技 術 係 長	412	44.2	532,531	47,479	485,052	同 上	同 上
	大 学 卒	245	41.9	523,805	40,344	483,461	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）	行政職 2級（一部は3級、4級）
	短 大 卒	33	48.1	518,754	38,352	480,402		
	高 校 卒	134	49.5	561,326	70,353	490,973		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 主 任	516	44.0	416,907	49,194	367,713		
	大 学 卒	269	42.0	427,938	57,206	370,732	同 上	同 上
	短 大 卒	77	44.1	383,653	29,962	353,691		
	高 校 卒	166	47.3	412,864	42,893	369,971		
	中 学 卒	4	42.6	375,151	81,629	293,522		
	技 術 主 任	323	42.1	440,218	51,014	389,204		
	大 学 卒	173	39.8	448,488	51,942	396,546	同 上	同 上
	短 大 卒	28	45.3	384,678	31,661	353,017		
	高 校 卒	122	45.1	442,087	55,045	387,042		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
事 務 係 員	1,756	35.1	336,194	43,430	292,764	同 上		
大 学 卒	993	31.6	333,473	43,190	290,283			
短 大 卒	220	41.5	331,161	30,790	300,371			
高 校 卒	535	41.3	344,908	48,796	296,112			
中 学 卒	8	50.5	353,511	57,313	296,198			

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまっ て支給 する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事務・ 技術 関係 職種	技 術 係 員	1,308	31.9	346,931	51,959	294,972		行政職 1級
	大 学 卒	667	31.5	360,265	52,024	308,241		
	短 大 卒	147	34.1	327,198	39,237	287,961		
	高 校 卒	493	31.8	335,896	54,907	280,989		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		

3 企業規模100人以上500人未満

(平成30年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きまっ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	3	55.6	604,419	0	604,419	構成員50人以上の 支店(社)の長(取 締役兼任者を除 く。)	行政職 7級、8級
	大 学 卒	X	X	X	X	X		
	短 大 卒	2	52.4	644,231	0	644,231		
	高 校 卒	—	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	工 場 長	3	56.9	542,965	0	542,965	構成員50人以上の 工場の長(取締役 兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	X	X	X	X	X		
	短 大 卒	X	X	X	X	X		
	高 校 卒	X	X	X	X	X		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 部 長	147	52.7	584,952	1,510	583,442	2課以上又は構 成員20人以上の部 の 長 職能資格等が上記 部の長と同等と認 められる部の長及 び部長級専門職 (取締役兼任者を 除く。)	同 上
	大 学 卒	84	52.1	605,847	2,622	603,225		
	短 大 卒	17	51.4	554,610	43	554,567		
	高 校 卒	45	54.5	564,239	157	564,082		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	技 術 部 長	41	52.5	632,436	513	631,923	同 上	同 上
大 学 卒	34	52.1	622,123	619	621,504			
短 大 卒	2	54.0	697,617	0	697,617			
高 校 卒	5	54.0	676,711	0	676,711			
中 学 卒	—	—	—	—	—			
事 務 部 次 長	25	50.5	514,063	0	514,063	上記部長に事故等 あるときの職務代 行 者 職能資格等が上記部 の次長と同等と認め られる部の次長及び 部次長級専門職 中間職(部長—課長 間)	同 上	
大 学 卒	13	50.4	549,325	0	549,325			
短 大 卒	2	50.1	544,916	0	544,916			
高 校 卒	10	50.7	462,938	0	462,938			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	7	55.5	627,786	339	627,447	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長—課長間）	行政職 7級、8級
	大 学 卒	3	54.9	659,815	0	659,815		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	4	56.0	601,867	614	601,253		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務課長	162	49.0	523,934	9,085	514,849	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職 5級、6級
	大 学 卒	83	48.3	538,517	7,309	531,208		
	短 大 卒	31	49.3	465,998	8,233	457,765		
	高 校 卒	47	50.3	536,907	12,625	524,282		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	技術課長	142	48.5	519,745	4,685	515,060	同 上	同 上
	大 学 卒	75	47.9	515,720	4,111	511,609		
	短 大 卒	18	49.2	514,653	16,904	497,749		
	高 校 卒	49	49.1	528,468	1,596	526,872		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務課長代理	62	45.5	425,454	24,698	400,756	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長—係長間）	行政職 4級
	大 学 卒	34	42.6	457,817	28,367	429,450		
	短 大 卒	10	47.7	403,831	24,778	379,053		
	高 校 卒	16	47.9	380,573	12,227	368,346		
	中 学 卒	2	57.4	484,869	94,632	390,237		
技術課長代理	87	46.5	508,536	45,441	463,095	同 上	同 上	
大 学 卒	50	45.8	516,566	36,154	480,412			
短 大 卒	16	46.8	525,839	33,385	492,454			
高 校 卒	20	47.5	481,332	81,013	400,319			
中 学 卒	X	X	X	X	X			

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまっ て 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係長	200	44.8	409,385	44,185	365,200	{ 係の長及び係長級 専門職	行政職 3級
	大学卒	89	42.1	420,168	45,969	374,199		
	短大卒	34	44.5	413,341	40,500	372,841		
	高校卒	75	47.8	397,552	44,227	353,325		
	中学卒	2	49.3	334,242	24,944	309,298		
	技術係長	130	43.1	444,946	66,095	378,851	同 上	同 上
	大学卒	61	39.4	462,243	73,231	389,012		
	短大卒	13	43.6	440,460	59,057	381,403		
	高校卒	56	47.4	425,905	59,470	366,435		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務主任	250	42.4	372,589	53,677	318,912	{ 係長等のいる事業所にお ける主任 係長等のいない事業所 における主任のうち、課長 代理以上に直属し、部下 を有する者 係長等のいない事業所 において、職能資格等が上 記主任と同等と認められ る主任 中間職（係長—係員間）	行政職 2級（一部は3 級）
	大学卒	112	38.5	381,425	48,119	333,306		
	短大卒	32	44.5	377,371	44,344	333,027		
	高校卒	99	45.7	359,459	60,779	298,680		
	中学卒	7	49.6	405,480	80,319	325,161		
技術主任	139	39.2	391,815	62,399	329,416	同 上	同 上	
大学卒	62	36.1	388,875	67,840	321,035			
短大卒	22	39.3	416,255	76,191	340,064			
高校卒	54	43.3	385,019	48,442	336,577			
中学卒	X	X	X	X	X			
事務係員	1,071	36.4	306,339	30,303	276,036		行政職 1級	
大学卒	514	34.0	319,185	30,015	289,170			
短大卒	204	40.0	299,481	27,541	271,940			
高校卒	350	37.7	291,853	32,104	259,749			
中学卒	3	42.0	313,353	43,069	270,284			

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまっ て 支給す る 給与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事務・ 技術 関係 職種	技 術 係 員	642	34.6	332,736	48,659	284,077		行政職 1級
	大 学 卒	366	32.1	332,835	51,398	281,437		
	短 大 卒	57	36.8	354,873	49,854	305,019		
	高 校 卒	215	38.3	326,068	43,280	282,788		
	中 学 卒	4	51.8	343,767	32,611	311,156		

4 企業規模50人以上100人未満

(平成30年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実人員	平 年 均 齢	きまっ て支給 する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の 支店(社)の長(取 締役兼任者を除 く。)	行政職 6級、7級
	大 学 卒	—	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	工 場 長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の 工場の長(取締役 兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	—	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 部 長	39	53.1	554,617	1,047	553,570	2課以上又は構成 員20人以上の部の 長 職能資格等が上記 部の長と同等と認 められる部の長及 び部長級専門職 (取締役兼任者を 除く。)	同 上
	大 学 卒	21	54.0	571,950	0	571,950		
	短 大 卒	X	X	X	X	X		
	高 校 卒	17	52.1	529,812	2,233	527,579		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技 術 部 長	12	50.5	511,570	0	511,570	同 上	同 上
	大 学 卒	6	51.0	523,509	0	523,509		
	短 大 卒	X	X	X	X	X		
	高 校 卒	5	49.0	435,375	0	435,375		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
事 務 部 次 長	14	51.5	519,166	0	519,166	上記部長に事故等 あるときの職務代 行者 職能資格等が上記部 の次長と同等と認め られる部の次長及び 部次長級専門職 中間職(部長—課長 間)	同 上	
大 学 卒	4	51.4	512,158	0	512,158			
短 大 卒	X	X	X	X	X			
高 校 卒	9	51.4	512,527	0	512,527			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 年 均 齢	きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	X	X	X	X	X	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長―課長間）	行政職 6級、7級
	大学卒	X	X	X	X	X		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	—	—	—	—	—		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務課長	39	46.5	410,724	6,910	403,814	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職 5級
	大学卒	13	43.7	398,441	10,846	387,595		
	短大卒	X	X	X	X	X		
	高校卒	24	47.7	411,771	5,282	406,489		
	中学卒	X	X	X	X	X		
	技術課長	40	47.2	452,019	4,079	447,940	同 上	同 上
	大学卒	20	48.5	449,416	2,191	447,225		
	短大卒	4	46.1	440,480	0	440,480		
	高校卒	16	46.0	457,446	7,173	450,273		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務課長代理	7	42.9	353,842	31,304	322,538	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長―係長間）	行政職 4級
	大学卒	3	37.5	375,484	67,210	308,274		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	4	46.9	338,061	5,123	332,938		
	中学卒	—	—	—	—	—		
技術課長代理	14	47.4	524,415	53,126	471,289	同 上	同 上	
大学卒	6	44.2	462,481	45,536	416,945			
短大卒	5	52.0	605,972	79,143	526,829			
高校卒	3	45.3	501,671	25,277	476,394			
中学卒	—	—	—	—	—			

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 年 均 齢	きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 技 術 関 係 職 種	事 務 係 長	103	44.4	371,669	37,719	333,950	係の長及び係長級 専門職	行政職 3級
	大 学 卒	47	43.2	392,756	47,029	345,727		
	短 大 卒	7	47.3	355,070	22,635	332,435		
	高 校 卒	48	45.1	352,288	30,115	322,173		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	技 術 係 長	22	47.2	392,071	68,483	323,588	同 上	同 上
	大 学 卒	11	42.6	383,503	71,077	312,426		
	短 大 卒	2	53.0	387,266	61,802	325,464		
	高 校 卒	9	51.6	403,612	66,797	336,815		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 主 任	85	39.2	342,227	40,898	301,329	係長等のいる事業所にお ける主任 係長等のいない事業所 における主任のうち、課長 代理以上に直属し、部下 を有する者 係長等のいない事業所 において、職能資格等が上 記主任と同等と認められ る主任 中間職（係長—係員間）	行政職 2級（一部は3 級）
	大 学 卒	44	35.5	355,625	44,948	310,677		
	短 大 卒	5	45.7	339,331	40,381	298,950		
	高 校 卒	35	42.8	322,911	34,456	288,455		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	技 術 主 任	26	41.8	353,013	45,600	307,413	同 上	同 上
	大 学 卒	17	39.4	360,224	46,764	313,460		
	短 大 卒	2	41.0	289,864	35,312	254,552		
	高 校 卒	7	48.0	353,541	45,710	307,831		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
事 務 係 員	355	36.7	277,076	29,296	247,780		行政職 1級	
大 学 卒	146	33.1	291,820	36,003	255,817			
短 大 卒	44	42.5	270,307	18,429	251,878			
高 校 卒	162	38.3	263,990	24,897	239,093			
中 学 卒	3	44.7	357,322	87,856	269,466			

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまっ て 支給す る 給与 (A)	う ち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事務・ 技術 関係 職種	技 術 係 員	148	35.6	311,389	38,298	273,091		行政職 1級
	大 学 卒	66	32.9	318,100	46,473	271,627		
	短 大 卒	16	40.2	307,839	7,953	299,886		
	高 校 卒	64	37.6	305,449	35,839	269,610		
	中 学 卒	2	32.4	300,229	57,187	243,042		

その2 給与比較の対象外職種

企業規模計

(平成30年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きま って 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考
		人	歳	円	円	円	
技能・ 労務 関係 職種	電 話 交 換 手	X	X	X	X	X	見習、外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
	自家用乗用自動車運転手	X	X	X	X	X	
	守 衛	14	57.9	370,417	4,138	366,279	
	用 務 員	2	61.5	341,195	0	341,195	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 部 長	11	62.3	848,148	15,535	832,613	
	大 学 教 授	110	57.4	724,005	3,993	720,012	
	大 学 准 教 授	92	48.1	605,805	4,324	601,481	
	大 学 講 師	76	41.9	500,279	441	499,838	
	大 学 助 教	32	36.2	349,974	443	349,531	
	高 等 学 校 校 長	X	X	X	X	X	
	高 等 学 校 教 頭	8	58.2	684,719	0	684,719	
高 等 学 校 教 諭	68	46.6	502,251	0	502,251		
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	X	X	X	X	X	構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。） 2室（係）以上又は構成員7人以上の部（課）の長 構成員3人以上の室（係）の長 下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者、上記研究部（課）長及び研究室（係）長を除く。）
	研 究 部（課）長	40	49.7	679,303	5,315	673,988	
	研 究 室（係）長	26	46.6	541,686	42,764	498,922	
	主 任 研 究 員	112	43.6	558,353	15,416	542,937	
	研 究 員	124	38.3	404,233	47,156	357,077	
	研 究 補 助 員	—	—	—	—	—	
医 療 関 係 職 種	病 院 長	X	X	X	X	X	部下に医師又は歯科医師5人以上 上記病院長に事故等のあるときの職務代行者 部下に医師又は歯科医師1人以上 部下に薬剤師2人以上 部下に看護師長5人以上 部下に看護師又は准看護師5人以上
	副 院 長	2	49.0	1,156,652	222,157	934,495	
	医 科 長	8	59.2	1,023,385	122,091	901,294	
	医 師	34	49.2	1,104,764	147,393	957,371	
	歯 科 医 師	—	—	—	—	—	
	薬 局 長	8	49.8	519,583	23,550	496,033	
	薬 剤 師	65	37.3	372,638	42,733	329,905	
	診 療 放 射 線 技 師	69	40.2	426,012	60,231	365,781	
	臨 床 検 査 技 師	69	39.1	353,516	29,828	323,688	
	栄 養 士	31	40.3	332,480	33,359	299,121	
	理 学 療 法 士	113	32.4	316,391	27,441	288,950	
	作 業 療 法 士	59	32.1	307,463	25,580	281,883	
	総 看 護 師 長	8	53.8	542,518	3,924	538,594	
看 護 師 長	77	47.5	449,553	38,196	411,357		
看 護 師	243	36.9	390,380	70,220	320,160		
准 看 護 師	97	47.7	338,110	69,598	268,512		

その3 再雇用者

企業規模計

(平成30年職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって		(A) - (B)	備 考
			支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)		
	人	歳	円	円	円	
支店長・工場長	X	X	X	X	X	その1給与比較の 対象職種の備考欄 参照
60歳男性	X	—	X	X	X	
事務・技術部長	19	63.0	503,714	0	503,714	
60歳男性	2	—	473,022	0	473,022	
事務・技術部次長	6	62.6	420,502	1,694	418,808	
60歳男性	X	—	X	X	X	
事務・技術課長	20	62.9	387,204	5,509	381,695	
60歳男性	5	—	378,759	21,904	356,855	
事務・技術課長代理	X	X	X	X	X	
60歳男性	—	—	—	—	—	
事務・技術係長	13	62.3	296,196	7,899	288,297	
60歳男性	3	—	210,718	6,450	204,268	
事務・技術主任	20	61.4	272,861	19,430	253,431	
60歳男性	10	—	301,693	20,915	280,778	
事務・技術係員	461	62.0	253,164	14,266	238,898	
60歳男性	70	—	284,515	22,395	262,120	

事務・
技術関係
職種

<参考> 職員給与と民間給与との比較における役職の対応関係

本県職員(行政職)		民間従業員の役職		
職務の級	標準的な職務	企業規模 500人以上の事業所	企業規模 100人以上 500人未満の事業所	企業規模 50人以上 100人未満の事業所
10級	部長	支店長・工場長 部長・部次長	/	/
9級	担当部長			
8級	次長	課長	支店長・工場長 部長・部次長	/
7級	課長			
6級	副課長・主幹	課長代理	課長	支店長・工場長 部長・部次長
5級	班長・副主幹			課長
4級	係長・主査	係長	課長代理	課長代理
3級	副主査		係長	係長
2級	主事・技師	主任	主任	主任
1級	主事・技師	係員	係員	係員

職員給与と民間給与との比較

第22表 職員給与と民間給与との比較

民間従業員の給与 (A)	職員の給与 (B)	較 差 (A) - (B) $\left[\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100 \right]$
372,756 円	372,044 円	712 円 (0.19 %)

- (注)
- 1 職員は行政職員、民間従業員はこれに相当する職種の職務に従事する者である。
 - 2 職員、民間従業員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

生 計 費 関 係

平成30年4月の標準生計費算定方法

県民一般の標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費……………食料

住居関係費……………住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費……………被服及び履物

雑費Ⅰ……………保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ……………その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

1人世帯については、全国の平成30年4月における1人世帯の費目別標準生計費（平成26年の「全国消費実態調査」（総務省）の18歳～26歳の単身勤労者世帯について、並数階層の費目別支出金額を求め、これに消費者物価、消費水準の変動分を加味して算定したもの）に、全国と千葉市の平成30年4月の費目別平均支出金額の比を乗じて算定した。

なお、2人～5人世帯については、家計調査（千葉市・勤労者世帯）における平成30年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

（参考）費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成29年1月～12月の家計調査の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、有業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第23表 千葉市における費目別、世帯人員別標準生計費（平成30年4月）

費目 \ 世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	28,950 ^円	46,300 ^円	57,510 ^円	68,710 ^円	79,920 ^円
住居関係費	37,860	41,500	37,310	33,130	28,940
被服・履物費	3,120	10,890	12,510	14,130	15,750
雑費Ⅰ	44,670	40,350	74,830	109,330	143,810
雑費Ⅱ	6,700	15,310	18,970	22,630	26,280
計	121,300	154,350	201,130	247,930	294,700

勞 働 經 濟 指 標

第24表 労働経済指標

項目 年度・年月	①	②	③		④	⑤						⑥		
	実質国内 総生産 (GDP)	常用雇用 指数 (調査 産業計)	有効求人倍率 (季節調整値)		完全 失業率 (季節 調整値)	きまって支給する給与 (調査産業計)						所定内 (調査)		
	前年度比・ 前期比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	全 国 (倍)	千 葉 県 (倍)		全 国		千 葉 県		全 国		千 葉 県		
						一般 労働者		一般 労働者		一般 労働者				
					前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)
平成28年度	1.2	0.9	1.39	1.17	3.0	290.0	0.3	352.7	264.8	0.3	344.4	265.0	0.4	320.7
29年度	1.6	1.6	1.54	1.28	2.7	291.4	0.5	353.8	268.5	1.4	345.4	266.5	0.6	322.1
平成29年4月		1.6	1.47	1.22	2.8	295.0	0.3	357.5	272.9	1.1	351.2	268.9	0.6	324.2
5月	0.5	1.8	1.49	1.21	3.0	289.1	0.5	349.8	268.4	0.8	343.3	264.8	0.7	319.0
6月		1.5	1.50	1.23	2.8	291.5	0.4	352.8	267.9	1.6	344.5	267.3	0.7	321.9
7月		1.7	1.51	1.23	2.8	291.3	0.4	353.3	266.2	0.7	343.6	267.1	0.6	322.4
8月	0.6	1.4	1.52	1.24	2.8	289.3	0.4	351.0	265.9	1.4	342.6	265.3	0.4	320.3
9月		1.7	1.53	1.26	2.8	291.1	0.7	352.9	266.7	1.9	344.2	267.1	0.8	322.3
10月		1.8	1.55	1.28	2.8	291.6	0.2	354.5	266.8	1.3	345.9	266.6	0.4	322.5
11月	0.2	1.8	1.56	1.29	2.7	291.8	0.4	354.6	269.0	1.5	348.2	266.0	0.4	321.6
12月		1.5	1.59	1.32	2.7	291.9	0.4	355.2	271.8	2.1	352.0	266.0	0.5	322.1
平成30年1月		1.4	1.59	1.34	2.4	290.0	0.7	353.0	268.8	2.4	341.8	265.6	0.8	321.9
2月	△ 0.2	1.6	1.58	1.35	2.5	290.0	0.2	353.7	267.7	0.7	341.9	265.3	0.4	322.0
3月		1.5	1.59	1.33	2.5	293.8	0.8	357.5	270.1	1.5	345.8	268.4	0.9	325.1
4月		1.2	1.59	1.34	2.5	296.6	0.6	359.3	275.0	0.8	349.8	270.7	0.7	326.3
5月	0.7	1.3	1.60	1.36	2.2	292.7	1.2	353.4	270.5	0.8	342.3	268.3	1.3	322.4
6月		1.3	1.62	1.35	2.4	295.1	1.3	356.3	272.8	1.9	344.8	270.2	1.1	324.7

資料出所: ①内閣府、②厚生労働省「毎月勤労統計調査」、③厚生労働省、千葉労働局、④総務省「労働力調査」、⑤～⑨厚生労働省「毎月(注)1 ①は平成23年基準、②、⑤、⑥、⑩、⑫は平成27年基準である。
2 ②、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨は事業所規模30人以上の数値である。
3 ⑩の平成28年度、平成29年度の欄は、それぞれ平成28暦年、平成29暦年の数値である。

給 与 産業計)			⑦ 所 定 外 給 与 (調査産業計)		⑧ 総実労働時間数 (調査産業計)		⑨ 所定外労働時間数 (調査産業計)		⑩ 消 費 支 出 (名目) (二人以上の世帯のうち勤労者世帯)				⑪ 消費者物価指数 (総合)		⑫ 国内企業 物価指数
			千 葉 県		全 国	千 葉 県	全 国	千 葉 県	全 国	千 葉 県	全 国		千 葉 市		
(千円)	前年度比・ 前年同月比	一般 労働者	(千円)	(千円)	(時間)	(時間)	(時間)	(時間)	(千円)	前年比・ 前年同月比	(千円)	前年比・ 前年同月比	前年度比・ 前年同月比	前年度比・ 前年同月比	前年度比・ 前年同月比
	(%)	(千円)								(%)		(%)	(%)	(%)	
240.8	0.2	310.5	25.0	24.0	148.3	143.9	12.7	12.5	309.6	△ 1.8	345.3	14.0	△ 0.1	0.1	△ 2.4
244.2	1.4	311.5	24.8	24.3	147.9	143.5	12.6	12.5	313.1	1.1	313.6	△ 9.2	0.7	0.6	2.7
247.2	0.5	315.4	26.1	25.7	153.1	148.7	13.2	13.3	329.9	△ 2.4	348.6	△ 0.5	0.4	0.3	2.2
243.8	1.6	309.5	24.2	24.6	144.7	143.5	12.3	12.5	315.2	2.8	274.9	△ 35.4	0.4	0.1	2.1
243.1	1.3	309.7	24.2	24.7	154.2	149.1	12.3	12.2	296.7	7.2	269.0	△ 6.8	0.4	0.3	2.2
241.5	0.3	308.8	24.2	24.7	150.5	145.7	12.4	12.2	308.8	2.1	300.5	△ 33.4	0.4	0.3	2.5
241.8	1.0	308.8	24.1	24.1	144.5	141.6	12.0	11.8	301.6	0.0	319.8	11.7	0.7	0.2	2.8
243.2	2.2	311.2	24.0	23.5	148.4	144.1	12.5	12.3	295.2	△ 0.4	268.9	△ 6.4	0.7	0.6	3.0
243.0	1.4	312.4	25.0	23.7	149.7	145.6	12.8	13.0	313.7	2.6	315.4	7.6	0.2	0.2	3.5
244.1	1.4	313.1	25.8	24.9	150.9	146.4	13.1	12.9	301.2	2.4	280.7	△ 9.9	0.6	0.5	3.5
245.7	1.6	315.2	25.9	26.2	148.9	144.9	13.2	13.1	352.1	0.8	332.2	△ 9.5	1.0	0.8	3.0
245.9	2.7	310.3	24.3	23.0	139.0	135.9	12.0	11.9	317.7	3.4	371.1	1.8	1.4	1.3	2.7
244.4	1.1	309.6	24.7	23.3	143.1	137.5	12.4	12.0	289.2	△ 3.0	306.9	14.4	1.5	1.3	2.5
246.9	2.2	313.6	25.4	23.2	147.6	139.2	12.9	12.3	335.0	△ 0.6	388.1	△ 7.7	1.1	0.7	2.0
249.8	1.1	315.1	25.9	25.2	150.9	144.1	13.0	11.6	335.0	1.5	382.8	9.8	0.6	0.3	2.0
246.6	1.2	309.5	24.4	24.0	146.6	142.3	12.4	11.4	312.4	△ 0.9	327.2	19.0	0.7	0.6	2.6
249.5	2.6	312.8	24.9	23.3	152.7	146.4	12.4	11.3	292.0	△ 1.6	294.6	9.5	0.7	0.4	2.8

勤労統計調査全国調査」、県統計課「毎月勤労統計調査地方調査」、⑩総務省「家計調査」、⑪総務省、⑫日本銀行

人 事 院 勸 告 等

給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

～月例給、ボーナスともに引上げ～

- ① 民間給与との較差（0.16%）を埋めるため、俸給表の水準を引上げ
- ② ボーナスを引上げ（0.05 月分）、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

I 給与勧告制度の基本的考え方

（給与勧告の意義と役割）

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適應するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

（現行の民間給与との比較方法等）

- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値ではなく、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の給与決定要素を合わせて比較することが適当
- ・ 企業規模 50 人以上の多くの民間企業は部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

II 民間給与との較差に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約 12,500 民間事業所の約 53 万人の個人別給与を実地調査（完了率 88.2%）

〈月例給〉 公務と民間の 4 月分の給与額を比較

○民間給与との較差 655 円 0.16% [行政職（一）…現行給与 410,940 円 平均年齢 43.5 歳]
[俸給 583 円 はね返し分(注) 72 円] (注) 俸給の改定に伴い諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉 昨年 8 月から本年 7 月までの直近 1 年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.46 月（公務の支給月数 4.40 月）

2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

(1) 俸給表

① 行政職俸給表（一）

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験（大卒程度）、一般職試験（大卒程度）及び一般職試験（高卒者）に係る初任給を1,500円引上げ。若年層についても1,000円程度の改定。その他は400円の引上げを基本に改定（平均改定率0.2%）

② その他の俸給表

行政職俸給表（一）との均衡を基本に改定（指定職俸給表は改定なし）

(2) 初任給調整手当

医療職俸給表（一）の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

〈ボーナス〉

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.40月分→4.45月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

（一般の職員の場合の支給月数）

		6月期	12月期
30年度	期末手当	1.225月（支給済み）	1.375月（改定なし）
	勤勉手当	0.90月（支給済み）	0.95月（現行0.90月）
31年度	期末手当	1.30月	1.30月
以降	勤勉手当	0.925月	0.925月

[実施時期]

- ・月例給：平成30年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

3 その他

(1) 宿日直手当

宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、所要の改定

(2) 住居手当

受給者の増加の状況を注視しつつ、職員の家賃負担の状況、民間の支給状況等を踏まえ、公務員宿舍使用料の引上げも考慮して、必要な検討

公務員人事管理に関する報告の骨子

国民の信頼回復と職場の活性化に向けて人事管理の観点から取り組み、多様な有為の職員が高い倫理感・使命感を持って国民のために職務に精励する公務職場の実現に努力

1 国民の信頼回復に向けた取組

(1) 研修等を通じた倫理感・使命感の醸成

行政研修等において職業公務員として守るべき行動規範の認識を再度徹底。倫理に係る研修教材の作成・配布や啓発活動を着実に実施。幹部職員を対象に役割を再認識させる研修を実施

(2) セクシュアル・ハラスメント防止対策

外部の者からのセクハラに関する相談窓口を設置することとともに、課長級職員・幹部職員への研修の義務化、新たな研修教材の作成等セクハラ防止に必要な対策を検討・措置

(3) 公文書の不適正な取扱いに対する懲戒処分の明確化

公文書の不適正な取扱いに関する代表的な事例及び標準的な量定を「懲戒処分の指針」に追加。公文書の偽造等や毀棄、決裁文書の改ざんの場合の標準的な量定は免職又は停職

2 人材の確保及び育成

(1) 人材の確保

政策を的確に企画立案し、適切に執行できる優秀かつ多様な人材を確保するため、人材に係るニーズと具体的に結び付けながら、各府省等と連携した施策を引き続き展開

(2) 人材の育成

部下育成に資するマネジメント能力向上や、若手・女性のキャリア形成支援のための研修等を積極的に実施

(3) 成績主義の原則に基づく人事管理

職員の昇任等に当たり倫理感を持った職務遂行や部下指導の状況について十分に留意することを徹底。人事評価結果の任用、分限、給与等への適切な活用に関し引き続き各府省を支援

3 働き方改革と勤務環境の整備等

(1) 長時間労働の是正

- 国家公務員の超過勤務等について、以下の事項等を措置
- ・超過勤務命令の上限を人事院規則において原則1月45時間・1年360時間（他律的業務の比重の高い部署においては1月100時間・1年720時間等）と設定。大規模な災害への対応等真にやむを得ない場合には上限を超えることができることとし、事後的な検証を義務付け
 - ・1月100時間以上の超過勤務を行った職員等に対する医師による面接指導の実施等職員の健康確保措置を強化
 - ・各省各庁の長は、休暇の計画表の活用等により、一の年の年次休暇の日数が10日以上の職員が年5日以上年次休暇を使用できるよう配慮

(2) 仕事と家庭の両立支援、心の健康づくりの推進等

本年3月に発出した両立支援に係る指針の内容の徹底、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成、心の健康づくりの推進、過労死等防止対策大綱に基づく取組の実施

(3) ハラスメント防止対策

検討会を設けるなどして外部有識者の意見も聴きながら、公務におけるパワハラ対策を検討

(4) 非常勤職員の適切な処遇の確保

非常勤職員の給与については、指針に基づく各府省の取組状況等を踏まえ、必要な指導。非常勤職員の休暇については、民間の状況等を踏まえて、慶弔に係る休暇について措置

定年を段階的に 65 歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出の骨子

- 質の高い行政サービスを維持するためには、高齢層職員の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠。定年を段階的に 65 歳まで引上げ
- 民間企業の高齢期雇用の実情を考慮し、60 歳超の職員の年間給与を 60 歳前の 7 割水準に設定
- 能力・実績に基づく人事管理を徹底するとともに、役職定年制の導入により組織活力を維持
- 短時間勤務制の導入により、60 歳超の職員の多様な働き方を実現

1 国家公務員の定年の引上げをめぐる検討の経緯

- ・ 平成 23 年、人事院は、定年を段階的に 65 歳に引き上げることが適当とする意見の申出
平成 25 年、政府は、当面、年金支給開始年齢に達するまで希望者を原則として常勤官職に再任用すること、年金支給開始年齢の段階的な引上げの時期ごとに段階的な定年の引上げも含め改めて検討を行うこと等を閣議決定
- ・ 政府は、「経済財政運営と改革の基本方針 2017」（閣議決定）において、「公務員の定年の引上げについて、具体的な検討を進める」とし、関係行政機関による検討会で人事院の意見の申出も踏まえ検討した結果、定年を段階的に 65 歳に引き上げる方向で検討することが適当とし、論点を整理。平成 30 年 2 月、人事院に対し、論点整理を踏まえ定年の引上げについて検討要請
- ・ 「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（閣議決定）においても、「公務員の定年を段階的に 65 歳に引き上げる方向で検討する」等としている

2 定年の引上げの必要性

- ・ 少子高齢化が急速に進展し、若年労働力人口が減少。意欲と能力のある高齢者が活躍できる場を作っていくことが社会全体の重要な課題。民間では定年を引き上げる企業も一定数見られ、再雇用者の大多数はフルタイム勤務
- ・ 公務では平成 26 年度以降、義務的再任用の実施等から、再任用職員は相当数増加。行政職（一）の再任用職員について、ポストは係長・主任級が約 7 割、勤務形態は短時間勤務の者が約 8 割。このまま再任用職員の割合が高まると、職員の能力及び経験を十分にかききれず、公務能率の低下が懸念。職員側も、無年金期間が拡大する中、生活への不安が高まるおそれ
- ・ 複雑高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを維持していくためには、60 歳を超える職員の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠であり、定年を段階的に 65 歳に引き上げることが必要。これにより、採用から退職までの人事管理の一体性・連続性が確保され、雇用と年金の接続も確実に図られる
- ・ 定年の引上げを円滑に進める観点からも引上げ開始前を含めフルタイム再任用拡大の取組が必要

3 定年の引上げに関する具体的措置

(1) 定年制度の見直し

- ・ 一定の準備期間を確保しつつ定年年齢を段階的に 65 歳に引き上げることとした上で、速やかに実施される必要
- ・ 定年の段階的な引上げ期間中は、定年退職後、年金が満額支給される 65 歳までの間の雇用確保のため、現行の再任用制度（フルタイム・短時間）を存置
- ・ 60 歳以降の働き方等について、あらかじめ人事当局が職員の意向を聴取する仕組みを措置

(2) 役職定年制の導入

- ・ 新陳代謝を確保し組織活力を維持するため、当分の間、役職定年制を導入

- ・ 管理監督職員は、60歳に達した日後における最初の4月1日までに他の官職に降任又は転任（任用換）。任用換により公務の運営に著しい支障が生ずる場合には、例外的に、引き続き役職定年対象官職に留まること又は他の役職定年対象官職に任用することを可能とする制度を設定

(3) 定年前の再任用短時間勤務制の導入

- ・ 60歳以降の職員の多様な働き方を可能とするため、希望に基づき短時間勤務を可能とする制度を導入。新規採用や若年・中堅層職員の昇進の余地の確保、組織活力の維持にも資する
- ・ 短時間勤務職員が能力及び経験をいかすためには、それにふさわしい職務の整備や人事運用について検討が必要

(4) 60歳を超える職員の給与

- ・ 「賃金構造基本統計調査」では、民間（管理・事務・技術労働者（正社員））の60歳前半層の年間給与水準は60歳前の約70%。「職種別民間給与実態調査」でも、定年延長企業のうち、60歳時点で給与減額を行っている事業所の60歳を超える従業員の年間給与水準は60歳前の7割台
- ・ これらの状況を踏まえ、60歳を超える職員の年間給与について、60歳前の7割水準に設定。役職定年により任用換された職員の年間給与は任用換前の5割から6割程度となる場合がある
- ・ 具体的には、60歳を超える職員の俸給月額を60歳前の70%の額とし、俸給月額の水準と関係する諸手当等は60歳前の7割を基本に手当額等を設定（扶養手当等の手当額は60歳前と同額）。また、役職定年により任用換された職員等の俸給は、任用換前の俸給月額の70%の額（ただし、その額は任用換後の職務の級の最高号俸の俸給月額を上限）
- ・ 60歳を超える職員の給与の引下げは、当分の間の措置とし、民間給与の動向等も踏まえ、60歳前の給与カーブも含めてその在り方を引き続き検討

※ 上記の諸制度について、定年の引上げが段階的に行われる間も、役職定年制等の運用状況、能力・実績に基づく人事管理の徹底の状況、職員の就労意識の変化等を踏まえ、新たな定年制度の運用の実情を逐次検証し、円滑な人事管理の確保等の観点から必要な見直しを検討

関連する給与制度についても、民間企業における定年制や高齢層従業員の給与の状況、職員の人員構成の変化が各府省の人事管理に与える影響等を踏まえ、必要な見直しを検討

4 定年の引上げに関連する取組

(1) 能力・実績に基づく人事管理の徹底等

- ・ 職員の在職期間を通じて能力・実績に基づく人事管理を徹底するなど人事管理全体を見直す必要。人事評価に基づく昇進管理の厳格化等を進める必要。人事院としても必要な検討を行う
- ・ 勤務実績が良くない職員等には降任や免職等の分限処分が適時厳正に行われるよう、人事評価の適正な運用の徹底が必要。人事院としても分限の必要な見直しと各府省への必要な支援を行う
- ・ 採用時から計画的に職員の能力を伸ばし多様な職務経験を付与するよう努めるほか、節目節目で職員の将来のキャリアプランに関する意向把握等が肝要

(2) 定年の引上げを円滑に行うため公務全体で取り組むべき施策

- ・ スタッフ職が必要な役割を適切に果たし得る執行体制の構築や複線型キャリアパスの確立に努めた上で、60歳を超える職員が能力及び経験をいかせる職務の更なる整備を検討
- ・ 定年の引上げ期間中も真に必要な規模の新規採用を計画的に継続できるよう措置
- ・ 職員の自主的な選択としての早期退職を支援するため、退職手当上の措置や高齢層職員の能力及び経験を公務外で活用する観点から必要な方策を検討

